

POLICY AND LEGISLATION

政策資料

■卷頭言

政治と税金について

前畠幸子

■特集

1994年度政府予算案

——成果のポイントと課題——

資料

第129回国会 内閣提出予定法案等件名一覧

日本社会党政策審議会

4

1994 NO.331

国境 社会新報ブックレット を読む。90分で読む

第9回配本

環日本海圏の将来

隔ての海から結び合う海へ

環日本海社会党フォーラム編

あたりまえだよ男の子育て

育児休業一年間の体験記

鈴木政俊・圭子 解説・広岡守穂

■お近くの書店でお求めください。各500円（税込）A5判64頁

既刊・好評発売中

■創憲=山花貞夫・山口二郎・高木郁朗 ■金竹小の金と権力=伊藤博敏 ■これまでの社会民主主義・これからの中道主義=住沢博紀 ■政権への挑戦=社会党「93年宣言」作成委・筒井信隆 ■知事が語るニッポン分権=横路孝弘・橋本大二郎 ■93年激変・連立時代の社会党の選択=高野孟・安東仁兵衛 ■ミッテランとロカルー=成沢宗男 ■社会が育てる市民運動・アメリカのNPO制度=岡部一明 ■夫婦別姓・家族をここから変える=福島瑞穂・千葉景子 ■リゴベルタ・メンチュウ/先住民族の誇りと希望=上野清士 ■国会でチャランケ・二風谷にアイヌとして生きる=萱野茂 ■いま、社会民主主義を選ぶ・世紀末ジャパンの労働と生活=熊沢誠 ■会社本位主義を変える=奥村宏・鷲尾悦也 ■政策提案型市民運動のすすめ・理念編=須田春海 ■社会党あるいは社会党的なるものの行方=吉本隆明 ■カンボジアPKO体験記=柳原滋雄 ■写真紀行・ウェットランド=島田興生 ■東経148°からのSOS・転換を迫られる北方四島への視点=金丸知好

「社会新報」ブックレットメンバーへのお誘い!

入会金●1口1万円。(ブックレットNo.1~22まで計22冊送付します。2冊1000円分と送料が無料になります。)
申し込み●電話かFAX、またはハガキで、下記へご連絡ください。
入会申し込み書をお送りします。郵便振替(東京4-3203)での申し込みも可。

発行・日本社会党中央本部機関紙局

〒100 東京都千代田区永田町1-8-1 TEL 03-3592-7515 FAX 03-3581-3528

私にとっての三月は、入学・卒業の喜びと受験の失敗の思い出、税理士になってからは多忙な季節、

政治家になったら大事な予算の時期と縁の深い月である。個人で事業をしている中小企業者の確定申告期を終え、税について思ったままを綴ってみようと思う。

開店休業の状況から機械が稼働させられないという工場もある。

昨年の今頃をふり返ってみると、三月六日金丸前副総理逮捕のニュースが流れ、脱税容疑のことであつた。この事件を契機に解散総選挙・政権交代と想像もしなかつた激変の政治の中で、野党として

国民は納得できないのである。憲法に「国民は納税の義務を負う」と書いてある。昔の諺に「士は志

なり、農は納なり」といわれた時代があり、士は志を高く民の上にいばつており、農民はしばられるだけとられていたという名残が「納税」という言葉の中に感じら

言頭巻



政治と税金について

前 畑 幸 子
政策審議会副会長

間違いない申告の為の厳しい監査と、一方では算出された納税額に全面的信頼を受ける責任の重さに緊張する一ヶ月が毎年繰り返されるのである。国民が安全で豊かな生活をする為に必要なお金を、国民が納税負担能力に応じて税として納める国民の義務なのである。景気低迷は中小企業には深刻な冬の時代が続き、雇用調整どころか

の立場から突然与党の中心的存在に位置することになり、目の廻る一年が過ぎた。与党としての成績は、まだまだこれからであるが、

国民の期待する方向に、国民の為の政治へと機軸シフトするには不斷の努力にかかっている。

政治とは税の取り方、使い方そのものである。ところがその税の取り方の不公平さ、いい加減さに

れ、いやな気持を抱くのである。税金のない国にバクチで財政を賭っているマカオ・モナコがあり、一方脱税したら牢獄入りという國もあるとか。日本の税金の重さは「万邦無比」に近いと言われて久しいが、税金なしでは国家は立ち行かないことは承知している。

成長と平等の両面からみて、適正な税体系をつくり、国民の納得のいく税制度を目指し、政権政党の役割を果たすことによって人生を歩んでいる現在に生きがいの多いことを喜んでいる。

こうした負担の不公平を是正していくことが、今、政治に求められているのである。

徴税は政治の基であり、公平を期す為に、政府はこのたび福祉社会に対応する税制改革協議会を設置し、日本の将来の税の有り方を討議する機関をもうけた。

税体系をきちんと構築し、正しく運用することにより、公平な納税、平等な配分がされ納得のいく社会になるのである。

確定申告時期を終え、税理士の立場からは、国家財政の為、徴税の先頭に立ち、申告納税制度の発展の為、懸命に寄与した満足感をもち、一方政治家として、こうした税金の配分に真剣に目をかけ、使われ方に公平をかけてはならないと痛く感じている。

賭っているマカオ・モナコがあり、一方脱税したら牢獄入りという國もあるとか。日本の税金の重さは「万邦無比」に近いと言われて久しいが、税金なしでは国家は立ち行かないことは承知している。

(まえはたさちこ)・参議院議員

月刊『政策資料』

No.331号 1994年4月号

特集 九四年度政府予算案 成果のポイントと課題

✓九四年度政府予算案の決定に対する談話

成果のポイントと課題

| | | | |
|----------|----|------------|----|
| 法務・最高裁分野 | 11 | 外務分野 | 12 |
| 厚生分野 | 16 | 農水分野 | 21 |
| 運輸分野 | 26 | 通産・経企・公取分野 | 23 |
| 建設分野 | 32 | 通信分野 | 28 |
| 沖縄開発分野 | 35 | 国土分野 | 33 |
| 防衛分野 | 39 | 自治・警察分野 | 35 |
| 税制改正について | 43 | 環境分野 | 41 |
| | | 総理府・総務庁分野 | 38 |

資料

ノ 日米首脳会談に関する談話

ノ 日本社会党政府委員制度見直問題プロジェクトチーム報告
「小沢試案の問題点」

ノ 臓器移植に関する法律案要綱

ノ 福祉社会に対応する税制改革協議会（メモ）

ノ 米の供給確保に関する申し入れ

△ 内閣提出予定法律案等件名一覧（一二二九国会）

政策の焦点

- I　　国会改革と政府委員制度の廃止についての検討
II　　扉開いた九四年度税制改正

早川幸彦
前田恭宏

69 65

59 58 55 52 49 49

九四年度政府予算案 成果のポイントと課題

一九九四・二・一五

九四年度予算政府案の

決定に対する談話

日本社会党政策審議会
会長 関山信之

一、細川連立内閣は、本日（二月一五日）の閣議で「九四年度予算政府案」を決定した。この予算案は、自民党政権による概算要求後という制約を持ちつつも、昨年夏に発足した細川連立政権・八党会派等による連立

も新しい方向への出発をはつきり見ることができる。社会党は、初体験であった予算編成の成果を積極的に評価するとともに、国民の理解が得られるものと確信する。

一、予算案の特徴の一つは、すべてを生活する者の視点に立って編成に取り組んだことにある。ホームヘルパー派遣五万九〇〇五人（六六〇〇人増）や在宅障害者デイサービス施設四三〇ヶ所（四〇ヶ所増）、老人デイサービス施設五一八〇ヶ所（八五〇ヶ所増）などゴールドプランの前倒し実施が具体化されている。また、生活者重視は、公共事業の配分見直しでも貫かれた。新しく自然公園、地下鉄、航路標識に予算を配分するとともに、住宅対策、下水道、ごみ・廃棄物処理対策を含む環境衛生などを重視した姿勢は、細川内閣・連立与党が重視してきた固定的シェアの見直しのスタート

と党が国民に向かって掲げてきた生活者優先、平和と軍縮のための責任など「連立政権樹立に関する合意事項」を具体化したものである。景気対策、福祉の充実、住宅対策、防衛費の大幅縮小、農業対策、環境対策、整備新幹線計画、女性能力活用のための環境整備、国際協力などいずれの分野で

として評価されるものと考える。

一、もう一つの特徴は、防衛予算を縮小させたことにある。伸び率を三四年ぶりに〇・九%に圧縮できたことは、連立政権に社会

党が参画したことによって初めて成し得ることができた軍縮への第一歩となる画

期的な成果と位置づけたい。防衛予算の約八〇%が人件費や糧食費、後年度負担による硬直した構造にある中、今回の圧縮実現は、防衛庁の概算要求額約一七八億円(〇・二%)の正面装備を含むものである。AWACSとパトリオットについては、自民党時代の対米公約であることなど総合的に判断の上、予算案への計上を認めることが判斷した。社会党は、政府が近く着手する「防衛計画の大綱」の見直しの中で、これら問題を含め十分な検討を行ない、平和と軍縮のための責任を果たしていく決意である。

一、歳入面でも不公平税制の改革が図られた。

自民党政権の下で既得権益を重ねてきた租税特別措置・非課税措置等に対して、整理・合理化のメスを入れることができた。特に、使途不明金に対する四〇%の追加的な税負担、全額損金算入が認められており、宗教法人をはじめ公益法人等に対する損

金算入限度額の縮減（現行三〇%から二七%）を図るなど、税の公平性に向けた改革に大きく踏み出した意義は大きい。社会党は、引き続き税制の抜本的改革に向け具体案の策定に取り組んでいく。

一、予算案の作り方は大きく変わり始めた。これまで三八年間、自民党一党支配の下で族議員に象徴される「政・官・財の鉄のトライアングル」による強固で、かつ閉ざされた予算決定システムが続けられてきた。連立与党が今回取り組んだ予算編成は、新しい政策決定システムづくりへの挑戦でも

あった。連立与党各会派による知恵と主張と調整は、初体験と改革に伴う不安定な側面を克服するための努力が積み重ねられていく。政治改革関連法案のためとはいえ、結果として予算編成の遅れのため地方自治体に多大の迷惑をかけた点等を反省しつつ、引き続き生活重視の政策の具体化に全力をあげていく決意である。

政策資料（1994年1月～3月）

1月 「主要掲載資料一覧」

「資料」

*環日本海交流フォーラム・イン福岡

・関連資料

*政府税制調査会の「中期答申」について
*自衛隊法の一部を改正する法律案

2月

「特集」

*1994年度税制改正大綱

*「予算編成大綱」

*「資料」
*ウルグアイ・ラウンド農業合意に伴う

当面の農業農村対策について（案）

*政治改革関連四法案関係

*総合景気対策案

3月

「特集」

*「ガット・農業問題関係
*「年金改正関係

*1994年度税制改正に関する基本方針
(案)





94年度政府予算案成果のポイントと課題

日本社会党政策審議会

予算は政権の「顔」といわれる。2月15日に細川連立内閣が閣議決定した「94年度予算政府案」は、昨年夏に発足した細川連立政権・連立与党が国民に向かって掲げてきた生活優先、「連立政権樹立に関する合意事項」や「八党派覚え書き」を具体的に予算化したものである。この予算案は、自民党政権による概算要求後という制約を持ちつつも、景気対策、福祉の充実、住宅対策、防衛費の大幅縮小、農業対策、環境対策、整備新幹線計画、女性能力活用のための環境整備、国際協力など、いずれの分野でも新しい方向への出発をはっきりと打ち出している。社会党は、初体験であった予算編成の成果を積極的に評価するとともに、国民の理解が得られるものと確信している。

予算編成にあたって最も重きを置いた第一は景気対策である。5兆円を上回る所得減税をはじめ、公共事業の拡充、中小企業対策、雇用対策、土地・住宅税制の改正など、効果のある景気対策を盛り込むことができた。

第二は、すべてを生活する者の視点に立って編成に取り組んだことにある。ホームヘルパー派遣などゴールドプランの前倒し実施に力が注がれている。また公共事業分野でも新しく自然公園、地下鉄、航路標識に予算を配分するとともに、住宅対策、下水道、ごみ・廃棄物処理対策を含む環境衛生などを重視した姿勢は評価できる。

第三は、防衛予算を伸び率を0.9%に圧縮できたことは、連立政権に社会党が参画していることによって初めて成し得ることができた画期的な成果である。AWACSとパトリオットについては、自民党時代の対米公約であることなど総合的に判断の上、予算案への計上を認めた。社会党は、政府が近く着手する「防衛計画の大綱」の見直しの中で、これら問題を含め十分な検討を行ない、平和と軍縮のための責任を果たしていく決意である。

第四は、歳入面でも不公平税制の改革が図られたことである。自民党政権の下で既得権益を重ねてきた租税特別措置・非課税措置等に対して、整理・合理化のメスを入れることができた。

連立与党が今回取り組んだ予算編成は、新しい政策決定システムづくりへの挑戦でもあった。連立与党各会派による知恵と主張と調整は、初体験と改革に伴う不安定な側面を克服するための努力が積み重ねられている。政治改革関連法案のためとはいえ、結果として予算編成の遅れのため地方自治体に多大の迷惑をかけた点等を反省しつつ、引き続き生活重視の政策の具体化に全力をあげていく決意である。

| | |
|--|----|
| * 法務・最高裁分野について | 11 |
| 1 増員 | |
| 2 出入国管理業務の充実 | |
| 3 人権擁護活動の充実 | |
| 4 外国人被疑者等取調べ通訳体制の充実 | |
| 5 最高裁 | |
| * 外務分野について | 12 |
| 1 外交の実施体制の強化 | |
| 2 國際協力の充実強化 | |
| 3 民主化・市場経済化の努力支援 | |
| * 文教分野について | 14 |
| 1 学校事務職員と栄養職員に係る国庫負担制度を堅持 | |
| 2 教職員定数の改善を要求どおり確保 | |
| 3 公立学校施設整備で市町村の超過負担を解消、クーラーも補助対象 | |
| 4 免許外教科担任解消等事業補助を新設 | |
| 5 幼稚園就園奨励費補助の充実で保護者負担を軽減 | |
| 6 ボランティア・環境・コンピュータ教育の予算を拡充 | |
| 7 私学助成の充実 | |
| 8 国立学校施設の基準面積を34年ぶりに全面改定 | |
| 9 育英奨学事業で貸与人員を増員 | |
| 10 科学研究費補助の拡充 | |
| 11 生涯学習の振興 | |
| 12 文化振興予算の拡充 | |
| 13 今後の課題 | |
| * 厚生分野について | 16 |
| 1 概括 | |
| 2 年金制度の改正 | |
| 3 医療保険制度及び老人保健制度の改正 | |
| 4 児童家庭対策の推進 =次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つための環境づくり | |
| 5 高齢者保健福祉対策の拡充 | |
| 6 障害者や高齢者にやさしいまちづくり推進事業 | |
| 7 生活環境に関わる社会資本整備、生活密着型の水道廃棄物処理施設の充実 | |
| 8 疾病対策=がん克服10ヵ年計画及びエイズ総合対策の充実 | |
| 9 「不法就労」外国人の緊急かつ人道上医療のための救済事業について | |
| 10 「戦没者平和祈念館（仮称）」について | |
| 11 被爆者援護法の制定について | |

| | |
|---|--|
| 12 社会福祉・医療事業団の融資枠の拡大及び貸付条件の拡大 | |
| 13 年金福祉事業団の被保険者福祉資金貸付制度の拡充 | |
| * 農林水産分野について 21 | |
| 1 地域の特性を活かした環境保全型の中山間地対策を推進 | |
| 2 担い手や青年農業者の育成 | |
| 3 農村の生活環境整備を推進 | |
| 4 冷害等に対する緊急生産安定化対策 | |
| 5 森林整備対策の強化 | |
| 6 沿岸漁業活性化構造改善計画（1994年～1999年の6年計画）がスタート | |
| 7 第9次漁港整備長期計画（1994年～1999年の6年計画） | |
| 8 第4次沿岸漁業整備開発計画（1994年～1999年の6年計画） | |
| * 通産・経済企画庁・公取分野について 23 | |
| 1 中小企業新分野進出等の構造調整支援 | |
| 2 繊維産業構造改善事業の拡充 | |
| 3 オゾン層保護対策の総合的推進 | |
| 4 住宅用太陽光発電システムの普及促進 | |
| 5 製造物責任制度の立法化 | |
| 6 公正取引委員会 | |
| * 運輸分野について 26 | |
| 1 鉄道駅における障害者対応型エレベーター・エスカレーター整備事業に対する補助金を創設 | |
| 2 離島航路船舶近代化建造費補助制度の新設 | |
| 3 地方バス運行の確保 | |
| 4 整備新幹線の見直し策定について | |
| * 通信分野について 28 | |
| 1 小笠原地区のテレビ放送難視聴解消事業 | |
| 2 郵政短時間職員の試行 | |
| 3 郵便貯金・ゆうゆうローンの貸付期間の更新可能 | |
| 4 簡易保険・終身年金保険の内容充実 | |
| 5 簡易保険・高齢契約者への情報提供サービスの充実 | |
| * 労働分野について 29 | |
| 1 緊急雇用対策の策定 | |
| 2 雇用保険法の改正による育児休業給付等の創設 | |
| 3 職業と家族的責任の両立支援策の充実 | |
| 4 パートタイム労働対策の総合的な推進 | |

| | | |
|-----|-----------------------------------|----|
| 5 | 6 5歳までの雇用機会の確保等高齢者対策の総合的展開 | |
| 6 | 林業雇用改善促進事業の拡充 | |
| 7 | 季節労働者の雇用安定対策 | |
| * * | 建設分野について | 32 |
| 1 | 生活に密着した社会資本の整備 | |
| 2 | ゆとりある住まいづくりの推進 | |
| 3 | 高齢者、障害者に配慮した「人にやさしいまちづくり」の推進 | |
| 4 | 豊かな環境づくり、リサイクルの推進 | |
| 5 | 高速道路の整備を始め、国土の均衡ある発展に資する道路整備事業の促進 | |
| 6 | 入札・契約制度の改革の推進 | |
| * * | 国土分野について | 33 |
| 1 | 国土調査の積極的な推進 | |
| 2 | 土地有効利用促進対策の推進 | |
| 3 | 都市住民の地方回帰促進のためのプロジェクト | |
| 4 | 奄美・小笠原を含む離島振興事業の拡充 | |
| * * | 北海道開発分野について | 34 |
| 1 | 史上最高額の北海道開発事業費の確保で、道内の景気浮揚を推進 | |
| 2 | ガット合意に対応し、農業生産基盤の整備を推進 | |
| 3 | 高速交通ネットワーク整備の促進 | |
| 4 | 安全でゆとりのある地域社会を形成 | |
| * * | 沖縄開発分野について | 35 |
| 1 | 第3次沖縄振興開発計画の3年度予算 | |
| 2 | 県民生活の充実に直結 | |
| 3 | 農業等の整備 | |
| 4 | 道路等の整備 | |
| * * | 自治・警察分野について | 35 |
| 1 | 住民生活の維持向上を優先させた地方財政対策の決定 | |
| 2 | 基地交付金及び調整交付金の確保 | |
| 3 | 政治改革の結果の周知徹底予算の確保 | |
| 4 | 防災ヘリコプター5機の確保 | |
| 5 | 100自治体への高規格救急車の確保 | |
| 6 | 自治体財政の借金依存度について | |
| 7 | 警察庁=通訳謝金及び語学演習装置の確保 | |
| * * | 総理府・総務庁分野について | 38 |

| | |
|------------------------------|----|
| 1 行政改革委員会（仮称）設置に関する経費 | |
| 2 平和祈念事業特別基金事業の推進 | |
| 3 広報室経費の充実 | |
| 4 アイヌ新法問題検討委員会の推進 | |
| 5 大臣折衝で恩給年額を増額 | |
| 6 新しく予算化された新規事業 | |
| 7 残された課題 | |
| * 防衛分野について | 39 |
| 1 厳しく抑制された伸び率 | |
| 2 正面抑制基調 | |
| 3 戦争の総括のための史跡保存 | |
| 4 「大綱」と硬直した予算構造の見直しへのステップ | |
| * 科学技術分野について | 40 |
| 1 創造的・基礎的研究の充実、科学技術振興基盤の整備 | |
| 2 国民生活の質の向上に資する科学技術の推進 | |
| 3 科学技術による国際社会への貢献 | |
| 4 先端科学技術分野の研究開発の推進 | |
| 5 エネルギーの安定確保 | |
| 6 原子力安全対策及び核不拡散対応の充実強化 | |
| * 環境分野について | 41 |
| 1 「環境影響評価制度」の充実 | |
| 2 環境への負荷の少ない社会の構築に向けた取り組みの前進 | |
| 3 環境保全活動の推進 | |
| 4 地球環境保全のための国際貢献策 | |
| 5 自然環境の保全と適正な利用の推進 | |
| 6 大気、水、土壤などの環境保全の推進 | |
| * 税制改正について | 43 |
| 1 5兆500億円の所得減税を実施 | |
| 2 景気に最大限配慮した改正 | |
| 3 住宅関連税制の拡充 | |
| 4 地価税の特例の新設・拡充 | |
| 5 高齢社会を展望し、生活者重視の改革 | |
| 6 不公平税制の改革 | |
| 7 相続税の減税 | |

法務・最高裁分野について

1 増員

法務省の事務は、人による人に対する現業事務が中心であり、所掌事務を円滑かつ適正に処理するためには定員の確保が不可欠であることから、1994年度の増員は611人の要求を法務省からしていたところ、厳しい定員事情の中で、部門間配置転換の定員化分76人を含めて合計596人という相当大きな増員が得られた。他方、第八次定員削減計画の第三次分として385人が減員となったため、純増は差引き211人となる。

2 出入国管理業務の充実

国際交流の活発化、関西国際空港の開港等に伴う本格的大量出入国時代に対応するため、大阪入国管理局関西空港支部の開設および同支局へ大型コンピュータを導入して同空港の24時間運用に対応した出入国審査体制の支援を行なうとともに、地方入国管理官署における迅速・適正な出入国及び在留管理を図るための経費として、48億1900万円を確保した。（対前年度比 13億604万円の増）

3 人権擁護活動の充実

①、法律扶助に対する需要に対応すべく、昨年度に引き続き扶助費補助金の増額を確保するとともに、法律相談事業の拡大を図ることとして、2億1900万円を確保した。更に、法律扶助制度の在り方について本格的な調査・研究に取り組むための研究会開催経費として、新規に2300万円を確保した。

②、また、子供の人権問題全般の解消を図るため、子供の人権委員を配置し、アンケート調査の実施や人権相談所の開設経費等として、新規に1100万円を確保した。

4 外国人被疑者等取調べ通訳体制の充実

国際化の進展に伴い、来日外国人による犯罪が激増するとともに、捜査段階において通訳を必要とする事件の取調べが飛躍的に増大している状況にあるため、検察における通訳体制の充実を図る経費として、通訳謝金の増額等として、2億2600万円を確保した。

（対前年度比 1億300万円の増）

5 最高裁

①、人的機構の充実＝近時、裁判所では、民事訴訟事件、破産事件、民事執行事件を中心に事件が急増しており、これらの事件を適正かつ迅速に処理する必要があり、また、司法修習生の増加に伴い司法修習体制を充実させる必要もあるため、判事補、書記官、事務官の増員を図る要求を最高裁よりしたところ、特に大都市部における不動産執行事件の処理への必要性の観点から、最高裁要求の通り67人の増員が認められた。（増員67人、内訳；判事補10人、一般職員57人）

②、国選弁護人報酬の充実＝国選弁護人報酬は、現在（1993年度）基準額（地方裁

判所1件3開廷) 72,000円であるが、刑事裁判における国選弁護人制度の重要性に鑑み、国選弁護人の十分な活動を保障するため、国選弁護人報酬の充実を図る要求を最高裁よりしたところ、人事院勧告のアップ率1.9%を2%上回る、3.9%アップの74,800円への増額が認められた。日本弁護士連合会の要求額150,000円と比較すれば、不十分な点があるが、現下の厳しい財政事情から見て、かなりの成果である。

③、外国人事件の処理に必要な経費=近時の国際交流の活発化に伴い、通訳を要する外国人被告人の事件が著しく増加し、また外国人被告人の国籍数も拡大し、その使用言語も多様化している状況に鑑み、こうした外国人事件の適正かつ迅速な処理のため、少数言語を含め、必要な通訳人を確保し、外国人事件の裁判の充実を図る要求を最高裁よりしたところ、通訳人謝金等が3億8,400万円(前年度1億9,700万円)が認められた。

④、裁判運営の効率化及び近代化=裁判の適正かつ迅速な処理に不可欠な法律図書等の裁判資料、複写機、OA機器等各種裁判事務能率化器具の整備を図るため、16億5,600万円(前年度16億1,200万円)の整備費が認められた。また、調停委員手当の単価改定(16,000円→16,300円)も認められた。

⑤、裁判費の充実=裁判の適正かつ迅速な処理のため、各種事件の証人日当等の裁判費の充実を図るために、証人日当等の単価改定が認められた。(証人日当単価 7,500円→7,650円)

⑥、裁判所施設の整備=老朽、狭隘な裁判所庁舎の新築、増設を図り、既設庁舎の設備を充実することにより、裁判環境及び執務環境を改善する要求をしたところ、125億400万円(前年度121億4,300万円)の設備費がみとめられた。

外務省予算について

1 外交の実施体制の強化

流動的な国際情勢に対応できる体制の整備のために職員の定員増と大幅な在外公館施設の充実が図られることになったこと及び技術の進展に合わせた通信情報体制の整備が大きく前進することとなった。

①外務省定員の150名増員をはじめジャマイカ大使館、ドバイ総領事館(アラブ首長国連邦)の新設

②在外公館の機能強化

在外公館施設費等の強化 283億42百万円(17.1%増)

海外邦人安全対策 7億54百万円(83.9%増)

危機管理体制の強化 23億30百万円(27.0%増)

③情報通信機能の強化 51億82百万円(23.4%増)

2 國際協力の充実強化

①、國際社會が直面する新しい課題に対する積極協力を行う姿勢を明確にした。特に環境、人権、難民、国連ボランティア、エイズ、女性等のための予算の新規あるいは大幅増額を実現したことは新政権の予算の特徴を明確に表したものである。また、人的交流についても、文化交流や青少年交流の経費増に見られるように重視している。また、北方領土対策についても配慮を行なっている。

②、ODA予算の拡充=外務省のODA予算の総額は5432億円(4.4%増)であり、その多くは國際協力事業団(JICA)の事業の1627億円と無償資金協力の2510億円(3.2%増)である。

③、環境問題の取組みの充実としてJICAにおける技術協力の強化のため、研修員の受け入れ、220人増中60人増を始め、国際農業研究協議(CGIR)への38億円(1.4億円増)やアジア生産性機構(APO)の環境対策日本特別基金の設置費1.5億円(新規)など環境関係の国際機関への協力、エイズ問題に関する援助基礎研究調査費0.1億円(新規)などの人口問題への取り組みの充実をあげることができる。

④、草の根にきめ細かい援助の充実として、小規模無償資金協力15億円(50%増)や民間援助団体(NGO)の事業補助金5.4億円(22.7%増)及び地方における青年海外協力隊新訓練所建設費16.4億円等が計上されている。

⑤、ODAをめぐる国際情勢の変化への対応として、民主化・市場経済化の努力の支援として市場経済化関連研修員受け入れについて、研修員250人増の内40人増や開発における女性の役割の拡充として新規に「開発調査のためのWID配慮団員」「WID情報整備調査」、「プロジェクト方式技術協力事情調査のWID配慮団員」の予算化等がある。

| | |
|----------------------------|------------------|
| ①女性の役割の拡充のため国連婦人関係拠出金 | 178万ドル(39%増) |
| ②国連環境基金(UNEP)拠出金 | 3603万ドル(59.3%増) |
| ③国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)拠出金 | 拠出金1億ドル(20.5%増) |
| ④国連ボランティア計画(UNV)拠出金 | 250万ドル(新規) |
| ⑤麻薬関係国連機関への拠出金 | 550万ドル(22.2%増) |
| ⑥国際文化交流の強化 | |
| 国際交流基金補助金 | 129億44百万円(7.1%増) |
| グローバル・ユース・エクスチェンジ(青年の合同研修) | 84百万円(新規) |
| ⑦北方領土対策の充実 | |
| 北方領土復帰対策費 | 99百万円(10.1%増) |
| 北方住民との交流対策費 | 1億円(26.6%増) |

3 民主化・市場経済化の努力支援

ロシアを始めとする旧東欧諸国の民主化、市場経済への移行は、冷戦後の平和と繁栄の

維持に不可欠である。そのため、N I S諸国（旧ソ連邦）、東欧等の諸国の民主化支援、中東和平多国間協議経費19億63百万円（56.8%増）を計上した。

文教分野について

1 学校事務職員と栄養職員に係わる国庫負担制度を堅持

この10年来、自民党政権によって、学校事務職員、栄養職員を義務教育費国庫負担制度の適用対象外とし、一般財源化しようとする策動が行なわれてきた。今年度予算編成でも、大蔵省は国庫負担の対象職種の見直し・一般財源化を検討してきたが、社会党の働きかけによって、連立与党間でも制度堅持の合意が形成され、この合意を背景に関係3省庁との折衝を精力的に行なった結果、大蔵原案の段階で制度を堅持することができた。

また、義務教育教科書無償給与についても、財政審答申で見直しが提起されていたが、これについても制度を堅持することができた。

2 教職員定数の改善を要求どおり確保

公立小中学校等の教職員定数については、第6次教職員配置改善計画（93～98年度）の2年次分として、チームティーチングの導入、特殊教育諸学校の学級編制の改善等を中心に、5,235人の改善増を要求どおり確保し、計画の着実な推進を図ることとしている。

3 公立学校施設整備で市町村の超過負担を解消、クーラーも補助対象

公立学校施設については、市町村からの要望の強い建築単価の改定が2年連続で大幅に増額された。小中学校（鉄筋コンクリート造、木造校舎）では昨年度の19.3%増に続く10.6%増の182,300円／平方メートルとなっており、これにより市町村の超過負担はほぼ解消できるものと思われる。また、制度改正により、LS専用教室、空調施設（特別教室、職員室、保健室）、障害児対策施設の整備を新たに補助対象とすることになった。今後地域への学校開放を進める上でもクーラーなどの整備は必要であり、大きな前進である。

4 免許外教科担任解消等事業補助を新設

全国で4万件とも言われる中学校の免許外教科担任の解消は、これまで必要性が指摘されながら実現できなかったが、今年度予算では調査研究補助として新規に1億6,922万円が計上された。これは、教職員配置上必ず免許外担任が生まれる小規模中学校に対して非常勤講師を配置する都道府県の事業に対して、その経費の一部を補助しようとするものである。

5 幼稚園就園奨励費補助の充実で保護者負担を軽減

家庭の所得状況に応じて保育料等を減免する幼稚園就園奨励事業を行う市町村への補助については、3歳児分の充実を図るとともに、私立幼稚園に対する減免単価の改定を行い、保護者の経済的負担を軽減することにした。

6 ボランティア・環境・コンピュータ教育の予算を拡充

新しい価値観に対応するボランティア教育や環境教育の推進のための予算を拡充した。また、情報化に対応するため、教育用コンピュータの整備を引き続き推進するとともに、学習用ソフトウェア開発事業を新規に2億5,000万円計上している。

7 私学助成の充実

私学助成については大蔵原案で厳しい査定を受けたが、連立与党も復活折衝の重点項目に位置付けて復活に全力を尽くした。その結果、大臣折衝によって、私大については前年度比2.9%増を実現し、高校以下についても大蔵原案の前年度比50%減から25%減まで復活させることができた。この高校以下の減額部分については、地方交付税措置により手当し、国庫補助とあわせた私学助成総額としては前年度比6.3%増（93年度は4.8%増）の5,104億円を計上し、私立高校生徒一人当たりの単価でも4.8%増の207,700円を確保することができた。

8 国立学校施設の基準面積を34年ぶりに全面改定

国立学校施設の現行基準面積は、1960年に暫定的に定めた必要最低限のものであったが、その後の改定が見送られたままであった。今回34年ぶりに、学部、大学院校舎の現行基準面積を全面的に見直し、助手の研究室・実験室の確保、大学院生や留学生に対する面積の拡充を図るなど、おおむね20%増の改定を図ることになった。

9 育英奨学事業で貸与人員を増員

育英奨学事業については、大学院、大学学部、短大の貸与人員を増員することにした。内訳は、博士課程が1,500人増の15,550人、修士課程が2,000人増の19,910人、大学学部・短大が3,900人増の288,191人である。

10 科学研究費補助の拡充

先端的、独創的な学術研究の発展を図るため、科学研究費補助金は、12%増の824億円を計上した。

11 生涯学習の振興

放送大学の全国化のための準備を進めるため、地域学習センターを4ヶ所新設し、ビデオ学習センターからの振替で18ヶ所設置することにした。また新規事業として、地域における生涯大学システムに関する研究開発（8,900万円）、女性の生涯学習促進総合事業（1億5,900万円）、高齢者社会参加促進総合事業（3億6,200万円）など

を予算化し、現代的課題等の学習機会の充実を図っている。

1 2 文化振興予算の拡充

文化庁予算は、前年度比 10.6% 増と 1979 年度以来の高い伸び率を確保し、総額 596 億円を計上し、文化重視の細川政権の姿勢が反映した予算となっている。

「文化を発進できる社会」の実現をめざし、優れた舞台芸術の創造活動・海外公演の充実、芸術の人材養成を図る「舞台芸術高度化、発信事業」については、28.4% 増の 11 億円を計上した。

また地域における文化活動の拠点の整備を図るため、「地方拠点都市文化推進事業」の対象地域を 9 地域から 16 地域へ拡大し、76.8% 増の 3.2 億円に増額した。

1 3 今後の課題

① 今年度は、前政権の概算要求の枠組み継承や厳しい財政事情という制約の下での予算編成であったが、以上のような多くの成果をあげることができたと考える。

② しかし、今後の課題も多い。国立大学の授業料は、残念ながら来年 4 月入学者より年額 36,000 円の引き上げとなる。国立大学の授業料と入学検定料はここ数年交互に値上げされており、こうした流れに歯止めをかけ、父母負担の軽減を図っていくことが今後の課題として残されている。

③ また、文教予算の特色は、人件費の割合が 77.5% と異常に高いことである。教育は基本的に人によって行われる事業であり、人件費率が高いことは当然であるとしても、これまでの一括削減方式では政策的経費が抑制されやすく、予算を弾力的に編成することが困難になりつつある。文教予算の抜本的な充実のためには、予算編成のあり方を含めた検討が求められており、自前の予算となる来年度予算編成の課題としたい。

厚生分野について

1 概括

1994 年度の厚生省予算は、年金制度の改正、医療保険制度及び老人保健制度の改正といった大改正が盛り込まれるとともに、児童家庭対策の充実、介護対策の強化を含めた高齢者保健福祉対策の拡充が行われていること、また、ガン対策として、「がん克服新 10 ヶ年戦略」がスタートするほか、エイズ、難病対策の充実が図られていること、さらに、水道、廃棄物処理施設整備の推進が図られること、などが特徴となっている。

2 年金制度の改正

①、94 年度予算編成において、社会党は雇用との接続、格差の是正、基礎年金改革、世代間の給付と負担の均衡等を踏まえた公正かつ信頼できる年金制度の確立をめざして取

組みを行なった。政府予算案では、こうした社会党の主張に沿い、国民年金及び厚生年金保険制度についての種々の改正が盛り込まれた。

②、今回の年金改正の内容では、第一に高齢者雇用の促進による雇用と年金の接続を前提として、60歳台前半の厚生年金を65歳以降の年金とは別個の給付として見直すこととなった。具体的には報酬比例部分を60歳支給開始とし、基礎年金部分については自営業者等と同じく65歳より支給を開始するものとした。なお社会党などの強い主張によって障害者や45年以上の長期加入者については65歳以前でも満額年金を受給できるものとした。

③、この制度改革にあたっては、2001年度から2013年度にかけて（女性は2006年度から2018年度にかけて）段階的に切り替えることとした。これは社会党の主張をいれて、当初の予定を3年繰り延べたものであり、これにより1999年の次期財政再計算時に雇用情勢等を考慮して再検討を行うことが可能となった。

④、また年金額の改善も併せて行われ、老齢基礎年金で月額61,442円から65,000円に、老齢厚生年金では、最近年金を受けはじめた男性の平均で203,600円から214,300円にそれぞれ引き上げられることになった（94年10月実施）。さらに在職老齢年金制度についても働くことによって総収入が増加する雇用促進的な仕組みに改められた。（95年4月実施）

⑤、遺族年金については、遺族基礎年金等の子の年齢の延長（18歳の年度末まで、95年4月実施）、遺族厚生年金と本人の老齢厚生年金の調整の改善（95年4月実施）などが盛り込まれた。とくに前者は、これまでの社会党による議員立法などの取組みが結実したものである。また障害年金でも20歳前の障害にかかる障害基礎年金の所得制限の改善（95年8月実施）などの改善が図られた。

⑥、育児休業期間中の厚生年金保険料（本人負担分）が免除されることとなった（95年4月実施）。そのほか今回の予算案には短期在留外国人への脱退一時金の支給（95年4月実施）、国民年金の死亡一時金の改善（95年4月実施）なども盛り込まれた。

⑦、今回の改正では、社会党が強く主張してきた基礎年金の国庫負担引上げの実現は見送られた。今後は連立与党内の協議機関等において福祉社会のビジョン、高齢化社会の国民負担や税制のあり方を含めた議論を深め、揺るぎない基礎年金制度の実現に向けて取組みを強めていかなければならない。

3 医療保険制度及び老人保健制度の改正

①、医療保険制度及び老人保健制度の改革については、94年度予算において、良質で適切な医療を確保を確保するため、医療サービスの質の向上や患者ニーズの多様化等に対応し、良質かつ適切な医療を確保するため、（1）付添いを必要としない看護・介護体制の確立として、付添看護・介護に係る給付の改革による、病院看護・介護スタッフの充実、（2）訪問看護事業の拡充等在宅医療の推進、（3）入院時の食事に係る保険給付の見直し、（4）出産育児一時金の創設等を行うこと、また、老人保健制度について、（1）付添看護・介護に係る給付の改善、（2）入院時の食事に係る保険給付の見直しに加えて、（3）老人保健の拠出金による老人保健施設の整備、（4）老人関係の3審議会を統合し

て新審議会を設置すること、等となっている。

また、看護婦等の医療関係職員の確保、医療機関の経営の安定等のための適正な診療報酬の改定として、一部10月実施分を含め、4.8%の改定が行われる。

②、「入院時の食事に係る保険給付の見直し」とは、「現在患者に一割の定率負担となっている入院給食費に、定額の「標準負担額」が導入されることである。新たな制度となる入院時食事療養費の支給制度は、「標準負担額」を除いたものであり、「標準負担額」とは、本年度は「平均的家計における食事負担を勘案」した、一日分約800円（住民税非課税世帯は660円、住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給権者は300円）と計算されている。これについて、社会党は、病院給食はそれ自体「治療」、「リハビリ」の一環であるという側面があること、老人の場合、現在一日700円の自己負担が1500円とほぼ倍増することになること、等について、昨年12月に見解を発表し、連立与党厚生省担当責任者会議においても、患者への過重な負担を緩和すべきであることを強く指摘してきた。

③、しかしながら、今回の改正について、厚生省は「入院時の食事サービスの質の向上および在宅との負担の公平を図るため」、また、「入院時の食事に係る給付の見直しにより生じた財源（約3000億円）を付添い看護・介護に関わる給付の改革（約2500億円）および在宅医療の推進（300億円）に重点的に配分していく」としているため、連立与党の厚生省担当責任者会議においては、入院給食の患者負担の額等については配慮すべきであるが、改革の方向は是とすることとなった。

④、これらを踏まえ、連立与党政策幹事会では、「付添看護・介護の解消、在宅医療の推進、出産育児一時金の創設、老人保健施設等の整備に対する助成制度の創設など、良質な医療の確保に向けた前向きの提案が含まれている」（2月8日）として、改正を了承した。併せて、法改正後、付添い看護・介護の早急な解消に向けて一層の努力と、一定期間を経過した時点で付添い看護・介護の実態を把握すべきこと、入院時の食事に関わる保険給付の見直しについて低所得者、高齢者などに一層の配慮をすべきとの意見を付した。また、医療保険審議会の答申においても、「入院時食事療養費に係る標準負担額の水準、特に低所得者のそれについては、さらに配慮を行うべきであるとの意見があった」ことが付記された。

⑤、社会党は、「生活者重視」の細川内閣の姿勢に基づき、国民に公平・公正で良質な医療制度の確立を目指し、本改正、とくに入院時食事療養費に係る標準負担額の水準について、患者に過重な負担を強いることのないよう、国会審議において慎重に対処する方針である。

4 児童家庭対策の推進=次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つための環境づくり

社会党は、保育問題について、昨年11月、厚生省から保育問題検討会に、保育所への「措置入所」に「直接入所（自由契約方式）」を加えて二本建てとし、措置入所に所得要件を持ち込むという「考え方」が提案されたことに対し、児童福祉法に基づく保育に対する国などの公的責任を後退させるものとして強く反対を表明した。その結果、保育制度に関するこれらの提案は見送られ、保育所の措置制度は維持されることとなった。

子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つた

めの環境づくりの推進として、児童環境基金（仮称）の創設（300億円）、時間延長型保育サービスの充実（2,230か所）、駅型保育モデル事業の創設（8か所）などの児童環境づくり及び保育対策、子供にやさしい街づくりの創設（330市町村）、放課後事業対策のか所数増（3,920か所から4,520か所、600か所増）などの児童の健全育成対策、等について、充実が図られた。

母子・寡婦等福祉対策として、公的年金の改善に伴い、手当額の改善（児童扶養手当全額支給で月額38,860円から41,100円、94年10月実施）とともに、社会党がかねてより主張してきた、子の年齢の延長が18歳の年度末まで延長されることとなった。この延長は95年4月実施となっている。

5 高齢者保健福祉対策の拡充

高齢化社会を健康で生きがいを持ち、安心して過ごせるよう、「高齢者保健福祉推進10ヵ年戦略（ゴールドプラン）」を着実に推進する。在宅対策の推進として、ホームヘルパーの増員（52,405人から59,005人、6,600人増）、ショートステイ（19,674床から24,274床、4,600床増）、デイサービスセンター（4,330か所から5,180か所、850か所増）、在宅介護支援センター（1,800か所から2,400か所、600か所増）の増設・拡充が図られる。介護対策の強化を進めるため、ショートステイの利用期間の弾力化を図り、原則1週間利用から3ヶ月利用ができるようにすることや、デイサービスセンターの時間延長加算が創設される。また、福祉用具の研究開発・普及の推進、特別擁護老人ホーム（202,019床から212,019床、10,000床増）、分散型老人保健施設、在宅複合施設の創設等の整備が推進される。社会党は、これらの推進に加え、「高齢者保健福祉推進10ヶ年戦略（ゴールドプラン）」の閣議決定と前倒し実施を求めている。

6 障害者や高齢者にやさしいまちづくり推進事業

ノーマライゼーションの理念の具体化の一環として、障害者・高齢者が自立し、かつ安心して社会参加ができるように、社会党が税制改正においても強く要求したものである。障害者・高齢者への住みやすい福祉のまちづくり事業の促進として、スロープ、障害者用トイレの設置など既存公共施設の改造・改善を行う「障害者や高齢者にやさしいまちづくり推進事業」が新たに実施されることとなった。

7 生活環境に関する社会資本整備、生活密着型の水道廃棄物処理施設の充実

事業内容の優先度によって公共事業の配分を見直すという、連立与党の予算編成大綱では、生活先進国にふさわしい水道・廃棄物処理施設の整備が要求項目となった。この結果、ほぼ横ばいで推移を続けていた環境・衛生施設整備は、一般公共投資前年度シェア3.26%から、3.47%へとシェアを伸ばして（総額約3,055億円）、連立与党の方針に適った前進を遂げた。具体的には、安全で良質な水道水のための施設、設備整備（予算規模約1,320億円）を進め、リサイクル施設もあわせた廃棄物処理施設の整備（予算規模約1,510億円）を行うとともに、ごみ減量化のための事業を進めること等が行われることになり、また、合併浄化槽の整備についても、新たに面的な整備を行う場合の補助制度を設けることとな

った。

8 疾病対策=がん克服10ヵ年計画及びエイズ総合対策の充実

がんの克服を主眼として、本態解明や臨床応用、予防に向け、新たに「がん克服10ヵ年計画」がスタートする。

エイズ対策については、医療体制の充実のため、個室病室の整備、拠点病院に対する医療機器の整備（ともに新規）が図られ、研究及び国際協力の推進等のエイズトップ対策が総合的に推進される。

9 「不法就労」外国人の緊急かつ人道上医療のための救済事業について

社会党が提唱し、連立与党の予算要求項目となったものである。その検討について、平成6年度予算で必要な予算が認められ、「外国人医療に関する検討会」が設置されることになった。未払い医療費への対応や外国人に対する医療の進め方などについて、検討されることになる。

10 「戦没者平和祈念館（仮称）」について

社会党は、東京九段に建設予定の「戦没者平和祈念館」について、細川内閣の戦争認識に基づいた事業とすべきであること、アジア諸国民への侵略への反省を施設建設の目的の一つとすること、名称及び業務委託先（日本遺族会）等、についての問題点を指摘してきたが、大内厚生大臣が「公正かつ中立的な運営が出来るように十分に配慮する」、との国会答弁を行い、この事業に係る予算計上がなされた。

11 被爆者援護法の制定について

社会党の提唱によって、国家補償の精神に基づく「被爆者援護法」の制定が必要との趣旨が、連立与党内で合意され、「連立与党・原爆被爆者援護法に関するプロジェクト」が設置された。プロジェクトでは、第129通常国会において法案を提出し、被爆50周年にあたる1995年度に「被爆者援護法」を制定することを検討している。

また、94年度予算においては、年金財政再計算に伴い、原爆被爆者に対する手当額の改善、被爆者相談員の増員等が図られることになった。

12 社会福祉・医療事業団の融資枠の拡大及び貸付条件の拡大

病院経営の安定のため、とくに医療勘定に係る融資額（資金枠1,625億円）及び貸付条件の改善が図られた。また、「高齢者保健福祉推進10ヶ年戦略（ゴールドプラン）」を着実に推進するために必要な事業枠・資金枠の確保が図られた。

13 年金福祉事業団の被保険者福祉資金貸付制度の拡充

住宅資金融資（資金枠1兆8,300億円）、年金担保融資等の充実が図られた。また、連立与党的要求により、年金被保険者のための教育資金の貸付制度が創設された。

農林水産分野について

1 地域の特性を活かした環境保全型の中山間地対策を推進

①、「中山間地域活性化推進事業」の創設

地域特産物の振興や都市住民の農林業体験交流など、地域の実情に応じた活性化活動を継続的に支援するため、市町村に設置される「中山間活性化推進資金」（仮称）に対する助成を行う。対象は5年間で1,150地区。総事業費173億円。

②、「中山間地域経営改善・安定資金」の金利引き下げ

中山間地域において新規作物の導入等により経営の改善・安定を図る農業者への支援を強化するため、実収が2割以上目標を下回った場合の「中山間地域経営改善・安定資金」の金利を引き下げる〔現行金利水準で2.0%、融資枠500億円〕。

③、「地域特産作物発掘・導入促進事業」の創設

規模拡大が見込めない条件不利地域において、収益性の高い複合経営を確立するため、地域特性を活用した作物の発掘、栽培技術の確立、販路の開拓等を地域の創意工夫を生かしつつ推進する。平成6年度2億円。補助率1/2。

④、「環境保全型農業総合推進事業」の市町村段階への拡大

環境保全型農業を早急に確立するため、市町村における合意に基づく具体的な推進方針の策定に助成するとともに、有機物供給施設、堆肥原料製造施設、土壌診断・生育診断・土壌病害虫診断施設等の整備や小規模土地基盤整備を行う。平成6年度10億円。補助率1/2。

2 担い手や青年農業者の育成

①、「担い手育成基盤整備事業」に緊急実施方式を導入

基盤整備が遅れている地域では、高齢化等により耕作放棄される可能性が高いため、緊急（2年間）に面整備を実施することにより、担い手への農地の集積を促進する方式を導入する。

②、経営感覚に優れた農業者を支援する総合的融資制度の確立

農業経営基盤強化促進法の経営改善計画等の認定を受けた農業者が、規模拡大等に必要とする長期資金を低利で融資する〔農業経営基盤強化資金：現行金利水準で2.0%、融資枠400億円〕とともに、低利の運転資金を融資する制度を創設する〔農業経営改善促進資金：現行金利水準で3.3%、融資枠2,000億円〕。

③、「青年農業者等育成確保資金（経営開始資金）」の充実

新たに農業を始める青年を対象として、必要な資金を無利子で融資する「青年農業者等育成確保資金」（経営開始資金）の貸付限度額を1,200万円から1,800万円に、また貸付枠を111億円から120億円に充実を図る。

3 農村の生活環境整備を推進

①、「農業集落排水事業」の充実

都市と比べ立ち遅れている農村の生活環境を整備し、地域の活性化を図るために、特に要望の強い集落排水の整備を推進する。平成6年度1,116億円。

4 冷害等に対する緊急生産安定化対策

①、未曾有の冷害に鑑み、国内農家の体質強化と気象条件に左右されにくい安定的な生産基盤を確保するため、27億円で冷害に強い生産技術の確立、土づくり及び種子の安定確保をはかることになる。

②、また、冷害の予測技術等の向上を通じて、冷害等の軽減のために11億3,200万円が確保されている。

5 森林整備対策の強化

近年、林業経営の収益性の悪化にともない、その適正な管理が不十分となり、森林の有する多面的な機能に支障が生じている。そのため、無利子の森林整備活性化資金を創設し（25億円）、保安林整備臨時措置法を延長（41億2,100万円）する。

6 沿岸漁業活性化構造改善計画（1994年～1999年の6年計画）がスタート

①、非公共分野であるこの計画の総事業費は1,150億円。94年度予算には68億7,300万円が計上され、水産物の需要の変化・消費動向に対応した供給体制の確立、漁村におけるゆとりの創造と快適な労働・生活環境づくり、都市住民との交流促進等による漁村社会の活性化を目標に、漁業生産基盤、近代化施設及び生活環境の整備を行なう「沿岸漁業活性化構造改善事業」（56億3,700万円＝新規）がすすめられる。

②、また、a：離島、半島、過疎地域等の自然的・社会的条件がとくに厳しい地域において、地域住民の活力向上など、漁村地域の活性化を促進する「しおさいの村・21モデル事業」（5億3,400万円＝新規）b：美しいむらづくり基本構想による、公共事業と併せて景観形成・環境保全等に配慮した「新・美しい漁村づくりモデル事業」（2億8,500万円＝新規）、c：資源管理計画を策定した地域において、資源管理型漁業の促進を図るための関連施設の整備を実施する「資源管理型漁業促進対策事業」（4億1,500万円＝新規）等の事業を行なうこととしている。

7 第9次漁港整備長期計画（1994年～1999年の6年計画）

①、現行の漁港整備計画を変更し、新しい計画のもとに、漁港及び周辺における環境の保全及び景観との調和、漁村の生活環境の改善並びに漁港における利用調整を配慮し、その重点的整備を行ない、水産業の振興と活力ある漁村の形成に資するため、総事業費3兆円（伸び率1.24%）、第9次漁港整備長期計画を策定した。

②、その内訳は、一般公共事業23,500億円、地方単独事業等600億円、調整費5,900億円であり、計画港数は、漁港修築事業480港、漁港改修事業概ね720港など重点的に整備する計画である。

③、これの本年度予算は、2,149億5,200万円で、「ふれあい漁港漁村整備事業」（180億円＝新規）、「漁港交流広場整備事業」（39億円＝新規）、「漁港漁村

整備事業」（33億6,900万円＝新規）等の事業を行なうこととしている。

8 第4次沿岸漁場整備開発計画（1994年～1999年の6年計画）

①、資源の減少などわが国沿岸漁業の動向を踏まえ、沿岸漁業の安定的な発展と水産物の安定的な供給に寄与するため、総事業費6,000億円（伸び率1.25）の第4次沿岸漁業整備開発計画を策定した。「つくり育てる漁業」の一層の促進をめざす沿岸域の藻場・干潟の造成、ヘドロの浚渫を積極的に実施するなど、国民の貴重な財産である「青く豊かな海」を確保する計画である。

②、この本年度予算は、298億700万円で、「浮き魚礁設置事業」（6億500万円＝新規）、「沖合養殖場造成事業」（1億5,200万円＝新規）等の事業がある。

③、また、非公共新長期計画として沿岸漁業活性化構造改善計画（1994年～1999年の6年計画）——総事業費1,150億円。1994年度予算は68億73百万円で、沿岸漁業・漁村をめぐる厳しい情勢に対処し、漁村社会の活性化を図るために、(1)海の生産力の向上と資源に見合った健全な漁業を育成し、水産物の需要の変化・消費動向に対応した供給体制の確立、漁村におけるゆとりの創造と快適な労働・生活環境づくり、都市住民との交流促進等による漁村社会の活性化を目標に、漁業生産基盤、近代化施設及び生活環境の整備を行なう

「沿岸漁業活性化構造改善事業」（'94年度事業費56億37百万円・新規）、(2)離島、半島、過疎地域等の自然的・社会的条件がとくに厳しい地域において、地域住民の活力向上など、漁村地域の活性化を促進する「しおさいの村・21モデル事業」（5億34百万円・新規）、(3)美しいむらづくり基本構想による、公共事業と併せて景観形成・環境保全等に配慮した「新・美しい漁村づくりモデル事業」（2億85百万円・新規）、(4)資源管理計画を策定した地域において、資源管理型漁業の促進を図るために関連施設の整備を実施する「資源管理型漁業促進対策事業」（4億15百万円・新規）等の事業を行なうこととしている。

通産・経企・公取分野について

1 中小企業新分野進出等の構造調整支援

①、昨今の景気動向に加え、円高等を契機として、わが国経済の構造的变化が健在化する中で、中小企業をめぐる経営環境はきわめて厳しいものとなっている。このような内外の潮流変化に対応するため、新分野進出や海外展開を行い、活路を切り開いていこうとするバイタリティーあふれる中小企業に対する施策を総合的に推進する必要がある。

②、このため、'94年度予算案では、景気にも十分配慮して、中小企業対策関係予算の総額を2,146億円と、前年度比99億円の大幅増を確保した。内容的には、昨年11月に公布・施行された「中小企業新分野進出等円滑化法（中小企業リストラ法）」を中心とした総合的施策を推進することとし、'94年度予算案では、中小企業新分野進出等事業費補助金を創設（新規253百万円、48事業者に単価10百万円の1/3、9組合に単価15百万円の1/2）したほか、ベンチャービジネス支援強化のための技術改善費補助金

の拡充（93年度1,337百万円を94年度1,716百万円に、また対象範囲を拡大）、新規性の高いサービス・技術を有するニュービジネスの展示等のための中小ニュービジネス・メッセ事業の創設（新規48百万円）、組合等におけるニュービジネス振興のための将来ビジョンの策定及びその実現を支援するための活路開拓調査指導事業（ニュービジネス振興枠）の創設（新規30百万円）、中小企業の海外展開の円滑化推進（新規216百万円）等を計上した。その他、小規模企業対策、中小企業金融対策、中小売商業対策、時短・労働力確保対策、下請企業対策等の充実強化を図っている。なお、わが国の中小企業法制の基本である中小企業基本法が昨年で制定から30年を迎えたことなども踏まえ、政府の中小企業関係施策を今日の中小企業の実態に合わせて全般的に見直すための準備作業として、新中小企業経営環境実態調査を実施することとした（新規50百万円）。

③、また、本省予算でも、新たな事業展開に向けた構造調整支援策の一環として、国立研究所または大学との連携により独創的な技術開発を行う中小・中堅企業を支援するため、新規分野開拓独創技術開発支援事業を創設した（新規250百万円）。

2 繊維産業構造改善事業の拡充

昨年とりまとめられた「新繊維ビジョン」をふまえて、本年、繊維工業構造改善臨時措置法が改正・延長される見通しであるが、この中では構造改善事業の施策対象者に総合流通業者、デザイナー等を加え、POSシステム等の情報化によるマーケット・イン型（市場指向型）構造改善事業、クリエーション促進型（新商品等の開発重視型）構造改善事業を新設することとしている。このため、94年度予算案では、繊維産業情報化対策経費を大幅に拡充した（93年度195百万円を94年度469百万円に）。

3 オゾン層保護対策の総合的推進

「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」の改正等を踏まえ、本年「特定物質の規制によるオゾン層の保護に関する法律」が一部改正・強化される予定であることにも関連し、特定フロン等の回収再利用の促進、新規代替品（第3世代フロン）の開発、中小企業への指導等を行うための経費を大幅に増額した（93年度43百万円を518百万円＝特別会計含む）。

4 住宅用太陽光発電システムの普及促進

①、総合エネルギー政策上、太陽光発電はクリーンな新エネルギーの中心としてエネルギーの安定供給を確保し、地球環境を保全する役割が期待されている。しかし、太陽電池の製造コストはこの十年間で十分の一まで低下したとはいえ、現在1W当たり約6百円で、電力会社の供給電力約2百円に比べて3倍となお割高である。一般家庭への本格的な導入、普及のためには太陽電池本体や周辺機器を含めた太陽光発電システムの量産化によるコスト低下が必要であるが、その端初においては、社会全体としての初期投資と位置付けた一定の公的助成制度が不可欠である。

②、この一般家庭向けソーラーシステム普及へ向けた予算措置は社会党が從来から主張してきたものであるが、今回、94年度政府予算案に住宅用太陽光発電システム普及・促

進のためのモニター事業として20億3千3百万円が認められた。現在、標準家庭に太陽光発電システムを設置する場合、約5～6百万円の経費がかかるが、その半額を国が負担し、初年度は7百戸を公募することになった（補助額は1kW当たり定額90万円。標準家庭用の3kWシステムの場合、上限270万円）。一般家庭向けに1件当たり270万円もの補助金を支給するという制度は、国の財政支出としては他に例を見ないものであり、環境調和型経済社会に向け、エネルギー政策の部面から画期的第一歩を踏み出したものとして大いに評価できる。

5 製造物責任制度の立法化

①、総合的な消費者被害防止・救済策を推進するため、現在政府・連立与党において製造物責任（PL）制度の立法化作業が進められているが、9.4年度経済企画庁予算においても、PL関連施設を最重要項目と位置付けた。具体的には、製造物責任制度導入に当たって関係者の十分な理解を得るための啓発、および製品安全に係る消費者教育の推進を含む積極的な情報提供等の実施、全国消費生活者情報ネットワーク・システム（PIO-NET）の拡充、製品関連被害に係る原因究明機能の充実、国民生活センターの機能の充実・強化等である。

②、これらPL関連予算について、復活折衝で国民生活センター・地方消費生活センターの商品テスト機器整備が要求通り満額内示となったこと等により、合計で前年度464百万円の2倍超の948百万円（要求額1,009百万円）となった。

③、製造物責任法の今国会成立、来年施行に向け、消費者被害の原因究明等に大きな役割が期待される国民生活センター等の機能・体制を引き続き整備・充実することが求められる。

6 公正取引委員会

①、連立政権の政策の柱である生活者・消費者重視、規制緩和推進等の政策を進めるにあたっては、消費者利益に反する入札談合・カルテル・不公正取引等を排除し、また独占禁止法の適用分野を拡大することが求められており、この意味から公正取引委員会の抜本的強化を図ることが必要である。

②、このため、政府・連立与党では、94年度においては審査部門の人員を17名増員（本局審査部14名、地方事務所3名。うち2名は内部振替）することとした。これにより審査部門の定員は89年度末129名から94年度末203名となる。また予算の総額は、違反事件審査体制を強化する等の観点から、前年度当初比13.4%増の5,244百万円となった。

③、公正取引委員会については、引き続き事務局審査部門を中心に大幅な増員を図るとともに、中期的には国家行政組織法・独占禁止法の改正により事務局を事務総局に格上げすることにより、抜本的な機構拡充を図る必要がある。あわせて、委員長・委員の人選のあり方についても、特定行政官庁出身者の天下り先との批判が強いことをふまえ、弁護士・学者・消費者団体出身者など民間人の登用を積極的に進めるべきであると考える。

運輸分野について

1 鉄道駅における障害者対応型エレベーター・エスカレーター整備事業に対する補助金を創設

①、JR及び民鉄各社が、駅において障害者対応型エレベーター・エスカレーターを整備する事業を行なう場合、6年度に設立を予定している財団法人が交通事業者等の出資により作られる基金から得られる利息収入を原資に事業費の10%助成を行なうとともに、国も財團を通じて事業費の10%そうとうの助成を行なうものとした。

②、これまでの公共交通機関の整備が、ともすれば健常な人々のみを対象としてきたことに、社会党は疑問を呈してきた。1992年11月11日に発表した政策「モビリティ・ハンディキャップの克服をめざして」は、新たな視点からの交通施設の整備のあり方を問うものであったと考えている（シャドーキャビネット交通通信委員会発表）。新制度はこうした社会党の考え方が実現したものといつてもよく、今後、この制度の拡充を図り障害者の一層の社会進出をサポートしたい。

2 離島航路船舶近代化建造費補助制度の新設

①、離島における生活・生産条件の格差是正、離島の産業振興・観光開発等のために、離島航路に就航する船舶の近代化が強く求められていることに対応し、離島航路に就航する船舶の近代化に係る建造費用の一部を補助するとして10億1000万円が計上されている。

②、離島航路事業は、利用者の減少等により事業内容は悪化の一途をたどっている。また使用されている船舶の老朽化も著しい。この様な状況では船舶の近代化を事業者のみの責任で行なうというのは事実上無理な話である。今回の助成制度は、公的助成を求めてきた社会党の要請にも応えるものである。

3 地方バス運行の確保

①、地域住民の生活に不可欠な路線バスの運行を維持するため、経営改善計画を実施するバス事業者または廃止路線代替バスを運行する市町村等に対して、生活路線維持補助金または廃止路線代替バス車両購入費等補助金を交付する都道府県に対し国が補助する制度。

②、第一次内示額は107億5500万円と前年度（109億8400万円）を下回る厳しいものであった。この補助金について社会党は、地域住民の足を確保するという観点からその拡充を求めてきたものであり、減額については納得出来ない旨を主張し110億1300万円が認められた。

4 整備新幹線の見直し策定について

整備新幹線の見直し問題は、1994年度政府予算案の決定に先立ち2月8日に、大蔵・運輸・自治の3大臣による申合せ（別紙）によって事実上の決着が図られた。昨年夏の細

川連立政権発足以来の難題に結論が出されたのである。

(1) 連立政権発足以前の経過は以下の通り。整備新幹線の建設は、73年の整備計画（北海道、東北、北陸、九州長崎ルート、鹿児島ルートの整備5線建設）決定後も財政の逼迫等により、具体的な進展のないまま15年間放置されてきた。88年に行なわれた、政府・与党申合せにおいて、3線（北陸、東北、九州鹿児島ルート）のうち5区間（高崎－長野、盛岡－青森、八代－西鹿児島、石動－金沢、糸魚川－魚津）を中心とした着工を決定。さらに89年および90年に、国・地域・JRの負担割合、鉄道整備基金の設立による財源確保等をそれぞれ決定し、ここに現行の整備新幹線建設に関する基本スキームが確定されたのである。

(2) 今回の見直し案は、88年の「申合せ」に基づいて行なわれたものである。見直すべき項目については①3線5区間以外の着工へのメド、②その際の財源、③国・地域・JRの負担割合、④着工順位、⑤88年の「申合せ」によって登場したミニ新幹線の扱い等々である。

政策幹事会は、昨年の10月8日に各党1名づつ計5名による専門委員会（左近正男座長）に具体的な見直しの検討を委嘱。専門委員会は5回の会議を経て、11月17日に政策幹事会へ見直し案を提出した。政策幹事会、代表者会議の決定を受け冒頭の3大臣の合意となったものである。

(3) 今回の見直しの主な点はつぎのとおり。①21世紀初頭までに、5線全線のフル規格化による整備。②3線5区間以外の建設に関しては、新スキーム（財源措置）で対応する。③着工順位については、3線5区間の進捗率が5割を超えた段階で決定する。④未公開ルートの公表。⑤国家プロジェクトとして新幹線建設事業を位置付ける等である（国の負担分の引上げ）。

(4) 沿線予定地域の自治体・住民にとっては、早期着工がもちろんベストであるが、同時に地域開発計画を遂行する観点からも、工事の完成時期およびその姿が明らかにされることも同様に重要なのである。

全線フル規格による建設には新たに5兆円の財源を要する。財政の状況を考えると現時点での即時着工は容易でないことは明白である。一方現在、3線5区間の建設進捗率は13%で、新たに工事量の増大化させることは現実的ではない。このような段階で、財源の裏付けなく着工順位のみを決定することは、国民に対して責任ある与党とは言えない。

連立与党としては限られた時間の中で、また限られた種々の条件の中で、十分な成果を挙げることができたと考える。

通信分野について

1 小笠原地区的テレビ放送難視聴解消事業

東京都小笠原地区(人口約2,000人)は、本土から約1,000キロメートル海を隔たっているという地理的条件のため、情報化の進展した今日においても、地上系テレビ放送が全く受信できない地区として残されている。

このため、国が助成することにより、同地区における地上系テレビ放送の難視聴解消のための放送番組伝送用衛星回線施設及びテレビ放送中継施設の整備を推進し、地域間格差を是正する。6,900万円が計上された。

2 郵政短時間職員の試行

高齢化の進展や女性の社会進出に対応して、郵便局における高齢者や女性の就業機会の拡大を図り、朝と夕方に業務が集中する郵便事業などにおける労働力の安定的確保と効率的配置を図ることを目的とする。試行経費4億5,700万円、調査研究費1,000円が計上された。

なお退職手当の支給、国家公務員等共済組合への加入を除いては、常勤職員とほぼ同様の任用、服務、待遇で、一日4時間勤務、4週8休制の非常勤職員になる。

職務内容　内務：早朝の配達準備作業、夕方の発送作業

外務：団地配達等

採用人員　392人　　東京及び関東郵政局管内において、本年10月に採用。

3 郵便貯金・ゆうゆうローンの貸付期間の更新可能

この夏の異常気象による冷害などの不時の出費に十分対応でき、法定弁済にかかる預金者を救済する措置として、貸付利子のみの返済で1回に限り貸付期間を更新する制度を創設する。

4 簡易保険・終身年金保険の内容充実

高齢者社会の進展に向けて、被保険者がねたきりなど要介護状態になった場合に、通常の終身年金に加え、生涯にわたり年金を割り増して支払うことができる「介護割増年金付終身年金保険（仮称）」を新設する。

5 簡易保険・高齢契約者への情報提供サービスの充実

高齢の簡易保険契約者を対象に、郵便を利用して契約内容情報、健康情報などを提供する。また独居状態になった場合には、そのサービス内容をレベルアップする。

労働分野について

1、緊急雇用対策の策定

社会党は不況の長期化による雇用の危機に対応するため、「緊急雇用開発計画」の策定を提案してきた。この提案が連立与党や労働省に受け入れられ「雇用支援トータルプログラム」の策定につながった。

予算案には、厳しい雇用情勢に機敏に対応するため昨年12月に策定された「雇用支援トータルプログラム」に基づき、雇用調整助成金制度の拡充等企業の雇用維持支援の強化、特定求職者雇用開発助成金の拡充等中高年の離職者の再就職の促進、地域雇用対策の強化等による新たな雇用機会開発への支援など総合的な雇用対策の推進が盛り込まれた（平成6年度予定額 3311億円）。これにより約100万人の雇用機会を確保することが可能であると見込まれる。

* 「雇用支援トータルプログラム」に基づく総合的な雇用対策

（93年度＝当初） （94年度）

総額 1,547億円 → 3,311億円 (114.0%増)

①企業の雇用維持支援の強化等による失業の予防＝雇用調整助成金

509億円 → 1,127億円 (121.4%増)

②離職者の再就職の促進等＝特定求職者雇用開発助成金

714億円 → 1,104億円 (54.7%増)

③地域雇用対策の強化などによる雇用機会開発への支援＝地域雇用開発助成金

117億円 → 129億円 (10.6%増)

2、雇用保険法の改正による育児休業給付等の創設

育児休業制度については、長年の取組みの結果、法制度化が実現し92年4月から施行されたが、休業期間中の所得保障の措置については、今後の課題として残されていた。社会党は、法的措置を講じて所得保障制度を確立するために新法施行準備費を確保する必要があることを提案してきたが、同提案が全面的に受け止められ、今国会で雇用保険法等の一部改正により「育児休業給付」制度が創設されることとなり、その必要経費が予算案に盛り込まれた。

新制度は、一歳未満の子を養育するために育児休業を取得した労働者に対し、休業前の賃金の25%相当額を支給するものであり、これにより、育児休業を取得しやすくし、その後の円滑な職場復帰を援助・促進することとなる（「給付」は平成7年4月からを予定）

3、職業と家族的責任の両立支援策の充実

家族の看護・介護のための休業の法制化は、職業と家庭責任の両立を図るための施策として長年懸案となっていたが、連立政権発足を背景に、関係省庁の看護・介護休業法制化問題への取組み姿勢が積極的なものになった。労働省は昨年11月、法制化を前提として技術的諸問題を幅広く検討する「介護休業制度に関する専門家会合」を発足させ、人事院は12月「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の制定についての意見の申出」において「介護休暇」の概要を示した。これを受け、国家公務員については「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律案（仮称）」の提案が予定されている（地方公務員については国家公務員準拠の原則にもとづいて、それぞれ条例によって措置される）。

予算案では、民間における介護休業制度等の普及促進とあわせて、民間労働者を対象とする看護・介護休業の法制化問題について、「専門家会合」の検討結果を受けて婦人少年問題審議会において検討することとしており、法制化問題は大きく前進した。

（93年度＝当初） （94年度）

①家族的責任を有する労働者のための就業支援事業（2020テレホン事業）

1億円 → 2億円（120.2%増）

5ヶ所 → 9ヶ所（プラス4ヶ所）

②ファミリー・サポート・センターの設立

0 → 4億円（皆増）

③女性が能力を発揮できる環境の整備＝レディスハローワークの設置

7億円 → 9億円（31.5%増）

8ヶ所 → 11ヶ所（プラス3ヶ所）

4、パートタイム労働対策の総合的な推進

社会党は、長年パート労働立法の実現に取り組んできたが、第126通常国会においてパートタイム労働法が成立し、昨年12月から施行された。来年度予算案では、パートタイム労働法及び同法に基づきパートタイム労働者の労働条件等の改善のために労働大臣が定める指針について周知徹底を図るとともに、新たにパートタイム労働者に健康診断等を行なう事業主に対して助成する「中小企業短時間労働者雇用管理改善等助成金」（予定額4,4億円）や「事業主団体短時間労働者雇用管理改善等助成金」（予定額6,4億円）の創設が盛り込まれ、パートタイム労働者の雇用管理の改善の促進を図ることになった。

（93年度＝当初） （94年度）

①パートタイム労働に関する情報提供・相談援助事業及び雇用改善等助成金

8億円 → 31億円（266.4%増）

②需給調整機能の強化 8億円 → 9億円（11.4%増）

パートバンクの設置 64ヶ所 → 66ヶ所（プラス2ヶ所）

パートサテライトの設置 45ヶ所 → 55ヶ所（プラス10ヶ所）

5、65歳までの雇用機会の確保等高齢者対策の総合的展開

社会党は、急速な高齢化が進展する中で、高齢者がその豊かな知識・経験を生かし、少なくとも65歳に達するまで働くような環境づくりの促進を図ることを提案してきたが、今国会で、高年齢者雇用安定法の改正案が提出されることとなり、これにより、60歳未満の定年を定めてはならないこととともに、65歳に達するまでの雇用機会の確保をはかることが事業主の責務となることとなる。また、来年度予算案には、新たに高齢者（60～64歳）の雇用拡大を行なう事業主への助成として「高齢者雇用環境整備奨励金」（予定額 24,2億円）、45～64歳の労働者が在職中に将来に備えるため10日以上の年休を与える制度を創設した事業主への助成として「高齢期就業準備奨励金」（予定額 7,6億円）の創設を盛り込み、高齢者の雇用の拡大と希望に応じた働き方を実現を図ることとなった。

（93年度＝当初） （94年度）

- ①高齢期雇用就業支援センターの設置
0 → 8 億円（皆増）
- ②高齢者キャリア活用センターの設置
0 → 4 億円（皆増）
- ③高年齢者雇用環境整備奨励金の創設
0 → 24 億円（皆増）
- ④高齢期就業準備奨励金の創設
0 → 8 億円（皆増）

6、林業雇用改善促進事業の拡充

社会党は林業雇用改善事業の実施により、林業における雇用改善を促進し、林業労働者の福祉の増進を図るとともに、法制定を含めた抜本的林業雇用改善対策の検討を求めてきた。予算案では、林業雇用改善促進事業の拡充（予定額 2億円）が盛り込まれ、法制定等については林業雇用問題懇話会の場を通じ検討することとなった。

7、季節労働者の雇用安定対策

社会党は、積雪寒冷地の建設業などに雇用される労働者等の職業及び生活安定のための助成、援助を行なうとともに、法制定を含めた抜本的雇用安定対策の検討を求めてきた。予算案では、通年雇用奨励金（予定額 77億円）、冬期雇用安定奨励金（予定額 146億円）、冬期技能講習助成給付金（予定額 35億円）が盛り込まれることとなり、法制定等については、関係各省連絡会議、都道府県の季節労働者通年雇用化推進会議等の場を通じて議論することとなった。

建設分野について

1 生活に密着した社会資本の整備

国民生活の質の向上は細川政権の最重要目標の一つ。94年度予算では、住生活の向上を目指す住宅、下水道、農業集落排水などの事業費、快適な都市づくりのための事業費などが大幅に拡大した。また、通勤難を緩和する地下鉄の整備が新たに公共事業に加わり、継続的に事業費を確保するうえで有利となった。

| | （93年度＝当初） | （94年度） | |
|----------|-----------|---------|----------|
| ①住宅 | 9880億円 | 1兆536億円 | （6.8%増） |
| ②下水道 | 9821億円 | 1兆504億円 | （7.0%増） |
| ③集落排水 | 1003億円 | 1166億円 | （16.3%増） |
| ④都市・幹線鉄道 | 586億円 | 632億円 | （8.5%増） |
| ⑤公園 | 1394億円 | 1478億円 | （6.8%増） |

2 ゆとりある住まいづくりの推進

①持ち家住宅の建設を促進するため、住宅金融公庫融資戸数を、概算要求を7万戸上回る63万戸にまで積み上げ、国民の住生活の向上と景気浮揚に役立てることになった。貸付け限度額を個人建設住宅で20万円、分譲住宅で60万円それぞれ引き上げるとともに、金利についても基準金利で3.6%（94年1月26日より実施）と史上最低水準まで引き下げている。また、高齢者対応の住宅改築に対する融資額も50万円引き上げて100万円とした。

②都市部を中心に、広くて安い賃貸住宅を供給するため、特定優良賃貸住宅の供給戸数を、概算要求を上回る3万1千戸まで増加させる。賃貸住宅を建設する家主への建設費補助と、借り手に対する家賃補助を組み合わせた施策で、3大都市圏の市街化区域内農地の所有者などを中心に建設意欲も高く、供給の拡大が期待される。また、公団住宅の建て替えに伴う従前居住者対策のため、特定の公団住宅を地方公共団体が借り上げて従前居住者に供給する「特定目的借上げ公共賃貸住宅制度」を新たに創設する。

| | （93年度＝当初） | （94年度） |
|-----------------|-----------|-----------------|
| ①特定優良賃貸住宅の供給促進 | 2万戸 | 3.1万戸（55.0%増） |
| ②住宅宅地関連公共施設等の整備 | 1,493億円 | 1,709億円（14.0%増） |

3 高齢者、障害者に配慮した「人にやさしいまちづくり」の推進

①歩道車道間の段差の解消、車椅子ですれ違える幅の広い歩道や動く歩道の整備、歩道橋などへのエレベーターの設置、等の移動システムなどを総合的に整備する事業を創設する。

4 豊かな環境づくり、リサイクルの推進

①汚い川を流域河川も含めて総合的に水質浄化を進める「総合浄化対策特定河川事業」の創設を始め、ダム流域での窒素・リンの除去事業を拡充、初期雨水の浄化対策のためのモデル事業の創設など。

②市民の憩いの場となる緑の保全・創出を図るため、散策路や休憩所などを助成対象に加えるのをはじめ、官民一体で民有地などの緑化を推進する事業の創設、自治体の市民農園への助成制度の創設。

③下水や下水処理水の雑用水、熱エネルギーなどへの有効利用を図るための「再生水・熱利用下水道事業」の創設、雨水浸透のための浸透マスの設置に対する助成の新設など。

5 高速道路の整備を始め、国土の均衡ある発展に資する道路整備事業の促進

①高速道路の「肋骨線」への展開に対応して、通行料金の引上げを抑制するための公的助成を大幅に拡充した。

②山や渓谷にへだてられているものの直線的には近い地域間の交流を促進するための「交流ふれあいトンネル・橋梁整備事業」の創設。

6 入札・契約制度の改革の推進

①本省・8地方建設局における、入札契約制度の改革のための態勢の整備。

②工事発注者に対する建設業者の情報を的確に提供するため、データベースの整備を促進する。

③新たな入札方式に対応した発注支援システムづくりや、建設工事の総合管理方式の導入検討の推進など。

国土分野について

1 国土調査の積極的な推進

①土地に関する政策の推進の基本となる地籍に関する調査について、とくに都市部における地籍明確化のための総合対策の拡充。

②環境に配慮した土地利用を進めるため、気象、水象、土地被覆分布、植物の分布などの自然環境情報の収集・分析を行ない、地図情報としての整備、成果の利用・活用を図る事業を拡充する。

2 土地有効利用促進対策の推進

①都心部を中心とする低未利用地の急増に対処し、住宅の供給や都市環境整備に有効につなげていくため、地方公共団体を構成員とする協議会を設置し、情報の収集、土地利用の方向性の検討などを行なうとともに、地域の実情に即した有効利用のための計画を策定する。

3 都市住民の地方回帰促進のためのプロジェクト

①地方への移住を望む都市住民に対して、地方での受け入れのための条件整備のための調査、情報の普及などを行なう。

4 奄美・小笠原を含む離島振興事業の拡充

①本土との格差が大きい奄美群島、小笠原諸島の振興をはかるための特別な振興事業が拡充・延長されることが決まった。
②離島振興事業費全体としても、漁港予算の抑制といった条件のなかで、生活関連を中心に4%増と、公共事業費の平均的な伸びを確保した。

北海道開発分野について

1 史上最高額の北海道開発事業費の確保で、道内の景気浮揚を推進

北海道開発事業費の総額は9,151億円となり、農業、漁港関係予算の抑制などの困難な条件の中でも、史上最高の額を確保し、北海道内の景気浮揚に大きな期待の持てる予算とした。

2 ガット合意に対応し、農業生産基盤の整備を推進

新規事業では、担い手育成畑地帯総合整備事業の創設のほか、国営かんがい排水事業や国営農地再編パイロット事業などで15の新規地区が採択された。

3 高速交通ネットワーク整備の促進

- ①、道路整備事業では、高規格幹線自動車道の新規区間として、旭川・紋別自動車道の白滝丸瀬布道路、函館・江差自動車道の茂辺地木古内道路の建設に着手する。
- ②、観光の目玉ともなる大規模自動車道の旭川層雲峠自動車道路の建設に着手するほか、札幌市では、JR札沼線の連続立体交差事業の調査が開始される。
- ③、釧路空港の滑走路を2,300メートルから2,500メートルに延長する。
- ④、北海道新幹線のルート選定のための環境影響調査事業に着手する。

4 安全でゆとりのある地域社会を形成

①、安全な地域社会の形成のため、樽前山の直轄火山砂防事業に着手するほか、石狩川中流部地区の救急内水対策事業、春菜川の河川浄化対策事業にも着手する。

②、4, 500戸の公営住宅等を建設するほか、6ヶ所の公共下水道、8ヶ所の特定環境保全公共下水道に着手するなど、生活環境整備を推進する。

沖縄開発分野について

1 第3次沖縄振興開発計画の3年度予算

94年度予算は、第3次沖縄振興開発計画決定後の3年度目にあたるものであり、生活・産業基盤の整備を図りつつ、新たなプロジェクトの芽出しに努めるなど、沖縄振興開発諸施策の積極的な展開を図るため、沖縄振興開発事業費の総額の確保に努めた結果、2,770億4,900万円（対前年度比104.2%）を確保した。

2 県民生活の充実に直結

上水道施設、廃棄物処理施設、公園、下水道施設等の生活環境施設の整備、過大規模校の分離、不良鉄骨校舎など教育の振興のための予算を確保した。

3 農業等の整備

水資源、とくに多目的ダムの建設等、水道水源施設の整備を中心とする予算を確保した。また、イモゾウムシ等根絶実証事業等の農林水産振興の基礎条件整備のための予算を確保した。

4 道路等の整備

沖縄の道路、港湾、空港等交通体系のための予算を確保した。

自治・警察分野について

1 住民生活の維持向上を優先させた地方財政対策の決定

①、地方公共団体の予算編成の指針である地方財政対策は、国の予算編成の遅れにより地方公共団体の予算編成に間に合わないことが危惧されたが、住民生活の維持向上を税収論議に先行させて2月5日に決定確定した。これにより、地方公共団体の予算編成はギリギリのところで首長査定に間にあった。

②、今次の地方財政対策の遅れは、国の予算編成と大幅減税論議に伴って住民税の確

定が遅れたことによるものである。しかし住民生活に及ぼす影響が大きいことから、地方財政対策の決定を先行させたものである。例年なら、地方財政対策は地方交付税財源の確定のために国の予算編成の数日前に決定されるので当然に年内に決定される。

* 平成 6 年度地方財政対策

| | | |
|------------------------|-----|-----------------------|
| ①減税に伴う減収額と補填 | 減収額 | <u>2兆8,900億円</u> |
| 減税補填債 | | 1兆6,500億円 |
| 交付税特別会計借入金 | | 1兆2,400億円 |
| ②減税分を除く地方財政収支に係わる財源不足額 | | <u>2兆9,900億円</u> |
| 地方交付税の増額 | | 2兆900億円 |
| 地方債の増額 | | 9,000億円 |
| ③地方交付税（総額） | | <u>15兆5,000億円</u> |
| ④地方債 | | <u>10兆3,900億円</u> |
| ⑤地方単独施策の拡充 | | |
| 地方単独事業（投資）拡大 | | 18兆5,700億円 |
| ふるさとづくり事業の推進 | | 1兆6,300億円 |
| 社会福祉のための経費の充実 | | 3兆1,300億円 |
| 森林・山村対策のための経費の拡充 | | 1,900億円 |
| 農山漁村対策のための経費の創設 | | 3,900億円 |
| 地域情報関連経費の充実 | | 560億円 |
| ⑥以上の結果 | | |
| 平成 6 年度地方財政計画の規模は | | 79兆1,400億円 (3.6%増) |
| 特定資金公共事業債の繰上げ償還金を加えた場合 | | 80兆9,200億円 |

2 基地交付金及び調整交付金の確保

①、基地交付金は米軍・自衛隊の基地の固定資産税が非課税であることに対する補償的性格をもち、調整交付金は米軍・自衛隊の施設の固定資産税が非課税であることに対する補償的性格をもつものであり、該当の市町村にとっては削減されなければならない収入であり、大蔵原案による削減を回復し満額を確保した。

②、両交付金とも固定資産税の見直しにあわせて3年ごとに再算定しており、今回がその3年目にあたる。その点で、満額の確保は次の予算編成における交付金額の再算定に展望を開くものであり、今次の取組みが重要であった。

3 政治改革の結果の周知徹底予算の確保

①、明るい選挙の推進予算は概算要求額を7億5,300万円上回る23億8,100万円を予算化した。これは国民的懸案である政治改革のための関連法案が成立したこ

とに伴う新制度の周知徹底、今秋に決定される予定の小選挙区画の周知徹底の予算である。

②、この新制度の周知徹底には第3次補正予算にも17億円が計上され、総理と自民党総裁の会談で予定された一部改正が行われ次第、ただちに広報活動を開始できる準備をとっている。一部に法律が最終確定していないことや新制度施行前に現行制度で総選挙があるかも知れないことを理由に、早急な広報活動に難色を示す向きもあったが、政治の枠組みを大きく変えることとなる今次の改革について周知徹底を欠くことは政治改革論議に画龍点睛を欠くものとして広報予算の確保に努めたものである。

4 防災ヘリコプター5機の確保

①、防災ヘリコプター5機の確保は年次計画に基づくものであるが、予算総体が税収不足に基づく中で、自治省の他の予算を抑制して優先確保したものである。

②、防災ヘリコプターは雲仙・奥尻の災害や山梨の山火事でも活躍し、その広域防災能力が期待されるものであり、都道府県に最低1機の配備が期待されている。未配備の県は29県になっており、2000年までに全県配備するために今回の要求額満額確保は重要であった。

5 100自治体への高規格救急車の確保

救急車で移送中に救急救命行為を可能とし可能な限り命を守るために、昨年から救急救命行為ができる高規格救急車の整備が行われているが、今年度も100団体に高規格救急車を配備する予算を確保した。

6 自治体財政の借金依存度について

①、平成6年度の地方財政規模は約79.1兆円（対前年度比3.6%増）と見込まれるが、この財源は一般財源（地方税、地方譲与税、地方交付税出口ベース）が約50兆円で対前年度比3.7%減、対する地方債が約10.4兆円で対前年度比66.9%増となっている。この地方債の急増は、景気の後退による税収の落ち込みに加えて、大型減税が行われることによるものであるが、これによって単年度の地方債依存度は8.1%から13.1%に急増することとなった。

②、地方交付税も出口ベースで約15.5兆円（対前年度比0.4%増）を確保したが、入口ベースでは約12.7兆円（対前年度比11.9%減）であり、差額の約2.9兆円は地方交付税特別会計で借り入れる。この結果、地方債残高と特別会計借入金等の残高の合計は約102兆円に達することとなる。

③、地方財政は昭和59年度を境に借金財政からの脱却をはかり、一時は財政規模の拡大にもかかわらず総額60兆円台を維持したものの、消費税創設による地方税制の直間比率の硬直化と数次の景気対策で残高増に転じており、地方分権をも展望しつつ地方財政の借金体质の改善と独自財源としての間接税の確保が課題となってきた。

7 警察庁=通訳謝金及び語学演習装置の確保

社会の国際化に伴う外国人犯罪の増加に対応するために、不法滞在外国人対策のための通訳謝金900万円、取調べに際する通訳謝金4,700万円及び警察官の語学演習のための装置10式を確保した。

これらの予算は、直接的には犯罪の予防と摘発、取調べなどの経費であるが、言葉の上ででの疎通を確保することが滞在外国人の人権を確保することにもなり、国際化社会の不可欠の予算として確保に努めたものである。

総理府・総務庁分野について

1 行政改革委員会（仮称）設置に関する経費

行革推進のための機関設置に必要な経費（1億4,600万円）を獲得し、同機関のなかで情報公開法制定に向けた調査、検討を行なうことになった。

2 平和祈念事業特別基金事業の推進

戦後処理問題懇談会の報告（昭和59年）にもとづく平和祈念事業として本年度も恩給欠格者、戦後抑留者、海外引き揚げ者に対し、慰労品や書状等を贈呈することで慰籍の念を示す事業（18億円）を推進することが合意された。同事業は、これら関係者から強く求められていることによる。なお、目標400億円の特別基金事業に対し今年度は50億円が計上された。

3 広報室経費の充実

税制改革や選挙制度改革など国民に広く理解を求め、新政権のアイデンティティーを表現していくために政府広報活動の充実が合意された。総額124億8,300万円で前年度比で3億200万円の増額となった。

4 アイヌ新法問題検討委員会の推進

アイヌ新法制定に向け、社会党は現在の「アイヌ新法検討機関」を「審議会」に格上げすることに併せ、1億円の経費計上を要求したが、合意に至らなかった。しかし、アイヌ新法問題検討委員会における検討をさらに推進すること、そのための事務経費が計上され

今後の課題として確認した。

5 大臣折衝で恩給年額を増額

厳しい財政事情のなかで文官、旧軍人及びその遺族らの恩給を改善するため大臣折衝に持込み「4月から引き上げ率1,83%で増額する」（予算総額で1兆6,390億円）ことになった。

6 新しく予算化された新規事業

規制緩和を推進するための基盤整備費として2,200万円を計上した。他に国際青年育成交流経費として2億6,900万円を計上。これには海外青年の日本受入れを含む。いずれも連立与党各党の合意で予算化されたものである。

7 残された課題

社会党は、同和対策事業の充実を図るために指定地区を対象とした現在の地域改善対策とは別個に未指定地区（約1,000ヵ所）を対象にした同和地区実態把握調査経費の計上を要求。しかし、昨年度に大がかりの実態調査（指定地区）をしたばかりということで総務庁が難色を示し、新たな施策をどうするかは今後の課題に残された。

防衛分野について

1 厳しく抑制された伸び率

94年度防衛予算は、伸び率で概算要求の1,95%を半減し、0,9%に厳しく圧縮した。これは1960年度（0,6%）以来最低の水準である。概算要求時点からAWACS調達経費の削減など、ポスト冷戦に相応した防衛予算の見直し、総額の圧縮を求めてきた社会党の主張は、防衛予算の抑制に反映された。

2 正面抑制基調

総額に占める正面装備の比率は19,1%で、今年度当初の19,8%から更に削減された。新規の正面装備は、契約ベースで概算要求額を178億円圧縮、対前年度比0,2%増に抑制、正面経費総額では対前年度比2,6%の減額となっている。一方、後方経費は対前年度比で0,5%増と、いわゆる後方に配慮した予算となっている。隊員の隊舎、宿舎など生活関連施設整備は社会党の要求で連立の重点項目になったもので、新規契約ベースで93年度を上回っている。

3 戦争の総括のための史跡保存

社会党は、防衛庁の六本木からの移転計画に伴って取り壊されることとなっていた、いわゆる市ヶ谷の一号館という建物について、極東国際軍事裁判が行われた歴史的な建造物として全面保存を要求した。連立与党としては部分的な保存を要求することで合意し、その方向で予算化された。戦前の歴史について様々な立場、見解があるが、戦後50周年に向けて、広島原爆ドームなどの戦争にまつわる歴史的建造物を保存し、国民的な議論を通じて過去の総括と反省をする場としていきたい。

4 「大綱」と硬直した予算構造の見直しへのステップ

防衛予算は人件費・糧食費、後年度負担や在日米軍関連経費などいわゆる義務的経費が大きく、硬直化している。おりしも「防衛計画の大綱」見直しが今年から本格的に開始されるが、細川総理は「大綱」見直しの基本方向を可能な限り先取りした95年度予算編成を求めていた。わが国防衛政策の基本方針の抜本的見直しによって、定員削減、組織、編制、配置、装備など防衛力の再編成を推進するとともに、予算構造の硬直性を開き、ポスト冷戦に相応しい防衛予算へのより広範で積極的な国民合意の形成のステップとしたい。

科学技術分野について

1 創造的・基礎的研究の充実、科学技術振興基盤の整備

研究者が創造性を發揮できる魅力あふれる環境を作り、経済社会に新たな活力を生み出し、人類の新たな知見を高めるような創造的・基礎的研究を推進する。そのために297億9,100万円（前年度比36億8,500万円増）を計上した。そのうち中核的研究拠点の育成や、タテ割り行政の弊害を克服して各省庁の研究機関を結ぶネットワーク、各種データのデータベース化を図るべく科学技術振興調整費として155億円（前年度比22億円増）をあて拡充することになった。これは、科学技術会議の方針に沿って重要研究業務の総合的な推進・調整を実施するための費用であり、科学技術研究を司る科学技術庁予算の根幹をなすものである。

2 国民生活の質の向上に資する科学技術の推進

①、がん研究、エイズ研究、遺伝子解析など健康の維持・増進のために105億6,900万円を計上した。がん研究では、従来の放射線より有効な重粒子線治療装置が、本年度から臨床試行が本格実施される。

②、また、地震予知研究、火山噴火予知研究、気候変動研究など自然災害への対策については55億9,900万円（前年度比13億7,900万円増）をあてた。

3 科学技術による国際社会への貢献

人工衛星による地球観測や大型海洋観測研究船の整備を図り、地球環境問題への取り組みを強化するため、1,597億9,500万円（前年度比243億円増）を計上した。そのうち、旧ソ連・東欧、アジア太平洋諸国などとの国際研究交流、支援を総合的に推進するとともに、宇宙ステーション計画、国際熱核融合実験炉計画などの国際協力プロジェクトを積極的に推進するため、1,138億1,600万円（前年度比120億5,300万円増）を計上した。

4 先端科学技術分野の研究開発の推進

人類の新たな可能性を秘めた宇宙、海洋など、21世紀をにらんだ重要な研究開発利用を積極的に推進するために、国際貢献施策や国民生活向上関連策とも重複するが2,732億7,200万円（前年度比171億円増）をあてた。その主なものは、a：無人有翼往還機（日本版スペースシャトル＝「HOP E」）の実用化をめざすための宇宙往還技術試験機の研究開発、b：潜水調査船「しんかい6500」などによる深海調査研究、深海微生物の特殊機能の解明、c：がん関連の研究、脳・神経系機能解明研究などである。

5 エネルギーの安定確保

この項目は意見の別れるところである。「連立政権樹立に関する合意事項」と、「8党派覚え書き」に基づいて、資源小国であるわが国は将来にわたってエネルギーの安定的に確保していくことが必要であり、安全性の確保を大前提として、平和利用に限り着実に原子力開発利用等を進めるものとして、1,938億9,600万円（前年度比30億3,600万円増）を計上した。その主なものは、a：核燃料サイクルの確立、b：新型動力炉の開発とプルトニウム利用、c：核融合等の未来エネルギーの研究開発などである。

6 原子力安全対策及び核不拡散対応の充実強化

この件に関しても意見の別れるところである。原子力の開発利用を進めるに当たっては、安全確保と平和利用が大前提であるとし、400億5,500万円（前年度比8億円増）を計上した。その主なものは、原子力安全規制行政の充実、安全研究の推進、放射能調査研究の充実などである。

環境分野について

1 「環境影響評価制度」の充実

環境基本法の成立により、環境影響評価制度の見直しが行なわれることになり、環境影響評価法の制定も含めた検討が、関係省庁一体となって開始されることになった。そのため新規項目として、2億2,100万円が計上された。これは従来、社会党が主張し続けてきたものである。

2 環境への負荷の少ない社会の構築に向けた取り組みの前進

これまでの経済システムや貿易の仕組みを、今後は環境に対してダメージができるだけ少なくしていく手法の検討が始まるうことになった。また企業活動を行なう場合は、環境に配慮すべきであるとの理由から、経済的収支のみならず環境面に対する監査制度が必要であることから、それらの導入について検討が開始される。予算的には8,400万円と少

額ではあるが、第一歩としての計上には意味がある。

3 環境保全活動の推進

①、地球環境基金助成のため 8 億 1, 600 万円計上され、3 億円の増額となった。これは、前年度に設置された地球環境基金から、N G Oへの助成を増やすためのものである。この基金は、土井・田辺両委員長時代から社会党が提唱し続けていたものであり、拡充が望まれる。

②、また国立環境研究所ばかりでなく、「環境大学構想」として連立与党から要望したもので、総合的な環境教育・研究の推進体制の整備=人材の育成、教育・研究機関の充実が調査研究されることになった。大きく充実していくことを期待したい。

4 地球環境保全のための国際貢献策

国内の厳しい規制策から逃れるなどのため、わが国の企業が規制が甘くなりがちな海外で事業活動を行なう場合も、環境保全面に対する配慮を実行させるため動向調査を始めることになった。これも社会党の主張によるものであり、金額的にも 1, 700 万円とわずかばかりではあるが、緒につくとの意味から計上されたことは意義深い。

5 自然環境の保全と適正な利用の推進

①、自然環境保全法に基づいて、概ね 5 年ごとに行なわれる自然環境保全基礎調査（いわゆる「緑の国勢調査」）の第 5 回調査が前年度から実施されている。そのため 4 億 6, 400 万円が計上され、今回そのうち 2 億 4, 100 万円が新規項目の生物多様性調査費として、全国の動植物分布の詳細な実態調査費となっている。これらは一昨年の地球サミットで結ばれた「生物多様性条約」に対応する項目で、自然環境の保全面に力を傾けてきた現われである。

②、また、自然とのふれあいを推進するため、国立・国定公園における公衆トイレ、家族で長期滞在できる野営場、長距離自然歩道などの整備に 8 億 4, 800 万円計上され、15 億 5, 700 万円増額された。そしてこの費目が、環境庁念願の公共事業費となったことは意義深いことであり、景気回復の一助になってほしいものである。

6 大気、水、土壤などの環境保全の推進

①、それぞれ金額的には少ないが、国民の健康で快適な生活に欠かすことのできないものばかりである。大気に関しては窒素酸化物の浄化対策費であり、浮遊粒子状物質の低減対策費が新規項目として、それぞれ 2, 000 万円、4, 300 万円が計上された。

②、また、安全でおいしい水の確保のため、「カビ臭」など異臭味の解明とその対策のため 2, 200 万円、水源水質保全のため 3, 100 万円が新規項目として計上された。

税制改正について

1 5兆5,000億円の所得減税を実施

①、今回の所得減税は、当面の措置（一年限りの「特別減税」）ながら、約5.5兆に上る大型のものであり、低迷する個人消費を拡大するきっかけなるものとして期待されている。景気動向の心配された昨春以来、社会党が提案し続けてきた早期・大型減税が実現したものである。

②、3兆8,400億円の所得税減税と1兆6,000億円台の個人住民税減税は、今年6月と12月のボーナス時期にまとまって返ってくる戻し税的な発想が加味されたものであり、物価調整減税の意味も持つものである。最高限度額＝所得税200万円、住民税20万円としてはあるものの、所得に関係なく等しく税額を20%軽減する定率減税の問題点等も十分に弁（わきま）えつつ、来るべき抜本改革に当たっては、中・低所得者に配慮した減税を実現したいと考える。

③、また、減税財源を巡る協議の中で、国民的な議論の積み重ねもないまま、税率アップを伴った消費税の名称の変更にすぎない「国民福祉税」構想が浮上してきたことは、より民主的な手続を踏まなければならない税制問題であるだけに、今後に大きな教訓を残すことになった。社会党が、この拙速な実質増税構想を阻止し得たのは、与党の一員として政権に参画していたからこそ可能となったものである。

④、個人消費が深刻な落ち込みを見せており、財源対策のみを優先する消費増税は容認できるものではなく、財源問題は景気回復の推移も勘案しながら判断することこそ、適切かつ、求められていた選択だったのである。社会は、与党内に設置された税制協議会において、国民生活を優先させる立場から、福祉ビジョンの策定・消費課税の在り方・歳出構造の見直し等に関し、21世紀を視野に入れた積極的な提言を行っていく決意である。

⑤、地方分権の推進は今や時代の大きな要請となっており、また高齢化社会が進展するなか、地域福祉の充実、住み良い生活環境の整備などの業務を担う地方自治体の役割と責任はますます高まっている。今後も地方税の在り方については、旧来の国税並びの発想（国税に準じた非課税・軽減措置等）を厳に排しつつ、直間比率の是正などによる総合的な見直しを行っていく考えである。その改革の出発点として、この94年度税制改正を位置付けたい。

2 景気に最大限配慮した改正

①、土地の長期譲渡益課税の軽減（軽減税率の対象に優良建築物の建設事業に対する土地譲渡等を追加）＝市街地における土地の有効利用を促進するために、業務用を含む優良建築物を建設する事業等のために長期保有（5年超）の土地等を譲渡した場合、所得税等の軽減税率（原則39%→20%）の適用又は法人税の10%追加課税を適用除外とする。

②、事業用資産の買換えの特例（企業の長期保有資産を利用したリストラ等に資する設備投資促進のため、対象を時限的に拡充）＝昭和56年12月31日以前に所得した土地等、建物又は建築物を譲渡し、三大都市圏（東京、大阪、名古屋）の既成市街地等以外の

地域内にある建物、建築物又は機械装置を取得した場合に、買換資産につき 80 % の圧縮記帳を認める（平成 6 年 1 月 1 日から平成 7 年 3 月 31 日までの間の時限措置）。

③、特定の居住用財産の買換え特例の適用要件の緩和（譲渡資産の価額要件の引上げ）＝住み替えによる居住水準の向上を促すとともに、景気対策の観点から、一次取得層に比べて停滞している二次取得層の買換えを促進し住宅市場の活性化を図るため、譲渡資産の価額要件を引き上げる（現行 1 億円→2 億円以下）。

④、特定の民間宅地造成事業（開発許可を受けて行われる一団 5 ha 以上）等のための用地提供にかかる 1500 万円特別控除制度の創設＝現行の 1500 万円特別控除の主な対象は、地方公共団体等が行う住宅の建設又は宅地の造成のための買取りーなどであるが、地方の民間デベロッパーの土地取得を容易にするため、特別の優遇措置を講じることになった。

3 住宅関連税制の拡充

①、固定資産税の土地評価の均衡化・適正化に伴う登録免許税及び不動産取得税の負担調整のための措置（平成 6 年度以降 3 年間の課税標準を圧縮する）＝登録免許税は、94、95 年度に 40 / 100 となり、96 年度に 50 / 100 となる。また不動産取得税は、94 年度に 1 / 2 、95・96 年度に 2 / 3 となる。

②、住宅取得資金にかかる贈与税の特例措置の適用期限の延長及び拡充＝親又は祖父母から住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例措置（5 分 5 乗）の適用期限を 2 年延長するとともに、以下の引上げ措置を講じる。

| | |
|---------------|---|
| 特例計算限度額 | 500 万円→1000 万円 |
| 適用対象者の所得要件 | 1000 万円→1200 万円 |
| 床面積要件 | 200 m ² 以下→240 m ² 以下 |
| 築後経過年数要件（非耐火） | 10 年以下→15 年以下 |

③、住宅取得促進税制の拡充＝住宅ローン残高に応じた税を所得税額から控除する住宅取得促進税制の適用対象者の所得要件の拡充（現行 2000 万円以下→3000 万円以下）

| | |
|-------|--|
| 控除限度額 | 年 30 万円（3 年目以降は 25 万円） |
| 控除期間 | 6 年間 |
| 床面積要件 | 50 m ² 以上 240 m ² 以下 |

④、特定優良賃貸住宅建設促進税制の創設（中堅所得者層のための居住環境の良好な賃貸住宅の供給の促進）＝「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の対象となる住

宅について、以下の特例措置を講じる。

割増償却 5年間 5割増償却（耐用年数45年以上のものは7割増）

固定資産税

5年間 2／3を減額

4 地価税の特例の新設・拡充

平成3年の土地税制改革において創設された地価税は、今後ともその着実な実施に努めることが重要である。今回の地価税の特例の新設・拡充は、このような地価税について基本的な考え方を踏まえつつ、既存の特例との均衡にも配慮し、公共・公益的観点から真に配慮が必要なものに限って、特定の都市計画駐車場用地に係る非課税措置の創設や総合設計制度に基づく公開空地等に係る課税価格の特例（3分の2課税）の創設、などの措置を行うこととした。

5 高齢社会を展望し、生活者重視の改革

①、今次改正においては、きめ細かな生活者重視の社会の実現、すなわち、生産者偏重の従来の税制から脱却した、生活者にやさしい施策や快適通勤対策が打ち出されたことは高く評価できる。これは、社会党がシャドーキャビネット時代以来追求してきたテーマであり、また党税調が掲げた目標でもあった。高齢者の雇用継続や女性の育児休業の促進を図るための特段の配慮（非課税化）や自立と社会参加を前提とする高齢者・障害者等が安心して暮らせる施設づくり等に向け、具体的な措置が採られたことは画期的なことといえる。

②、雇用継続給付（高年齢雇用継続給付、育児休業給付）の所得非課税＝雇用継続給付は、高齢者の雇用継続を促進するとともに、育児休業を取りやすくするとの観点から、雇用保険制度の中に新設されるものであり、連立政権下における税制改正として特筆される。給付創設の政策効果をあげる観点からも、特別の配慮として、雇用継続給付を所得税非課税とすることになった。

* 高年齢雇用継続給付

60歳以上65歳未満の高年齢労働者に対し、雇用の継続を援助・促進するため給付するもの（最高支給額：年額868千円〔月額72千円〕）。

（注）60歳時点の賃金に比して賃金が相当程度低下（85%未満）した場合に60歳時点の賃金の25%までが支給され、かつ、その支給上限は、賃金と高年齢雇用継続給付の合計額が月額361,680円。

* 育児休業給付

育児休業取得者について、育児休業を取りやすくし、その後の円滑な職場復帰を援助・促進するため、育児休業取得前の一定率（25%）を乗じた

額を1年間給付するもの(最高支給額:年額904千円[月額90千円])

③、高齢者・障害者に配慮した建物の整備について割増償却制度の創設=「高齢者、障害者等が円滑に利用できる特定建物等の促進に関する法律」(新法)の認定建築物について、5年間20%の割増償却を認めるもの。具体的には、デパート、映画館、ホテル等の不特定かつ多数の者が利用する建築物について、例えば、段差のない出入口、スロープ、車椅子利用者も利用可能なエレベーター、車椅子も楽に通ることのできる幅員の廊下、障害者が利用しやすいトイレ、勾配の緩やかな手すりのついた階段一等々の配慮がなされたものとして、建設大臣の定める基準に適合したものが対象となる。

④、大都市の通勤・通学混雑の緩和等に資する準備金制度の拡充=大都市圏の鉄道の複々線化や大規模改良工事を促進するために鉄道事業者に対し認められている特定都市鉄道整備準備金について、その累積限度額を大幅に拡充する(工事費総額の1/4→1/2)。

6 不公平税制の改革

①、いわゆる不公平税制の是正は、国民各層の切実な要求であり、社会党は、その是正を一貫して主張してきた。94年度改正は、党税調が提起してきた方向性・方法をほぼ全面的に採用する形で、自民党政権下、既得権益化するのみであった租税特別措置等に対し、整理・合理化のメスを入れることになった。旧来の惰性を排し、約600項目に及ぶ個別税制の一つ一つに関し、「公平・中立・簡素」の観点から、その政策効果の妥当性にも可能な限り検討が加えられたのである。社会党は、引き続き、現行の「税をめぐる不公平」について、いっそうの見直し・改善を進めつつ、抜本的税制改革を成し遂げるための環境整備を図っていきたいと考える。

②、公益法人課税の適正化(公益法人等の寄附金の損金算入枠を所得の27%[現行30%]に引き下げる)=一部宗教法人に象徴される営利活動本位の姿勢を抑制する観点から、必要最小限の範囲で取られたもの。公益法人の課税の適正化措置としては、税率引き上げの方法もあるが、同様の軽減税率(27%)が適用されている協同組合等にも波及せざるを得ないことから、社会党はこの方式の採用には終始反対を貫く。寄附金の特別枠の一割縮減では不十分ではないかとの指摘も見られるが、昭和25年にこの枠が設定されて以来、既得権益化してきたものに、初めて手がつけられたことになり、また、相応の税負担増(実質的には、税率を1%引き上げた以上の効果が上がる)を求めることもできたのである。税率を1%引き上げた場合には、 $1\% \times 0.7 = 0.7\%$ (寄附金控除後の所得)=0.71%ポイント。寄附金の3ポイント縮減は $27\% \times 0.03 = 0.81\%$ ポイント。

③、交際費課税の見直し(中小法人に係る定額控除枠以下の部分について一部[10%]損金不算入とする)=私的経費の付け回しなども交際費として処理する等の乱用が目立つことから、一定の制約的な措置を講じることにした。中小企業の支出交際費は取引のためやむなく払っているものが多く、これを一律10%損金不算入とするのは酷ではないかとの指摘がある。ただし、この措置はそういう事情も踏まえ、全額損金不算入(資本金50

00万円超)という原則に対する例外として、中小企業に限った損金算入制度は存置したのである。

また、景気の悪い時期に消費を後退させる交際費課税の強化は問題との批判もある。しかし、交際費課税は、公正な取引慣行の醸成、企業依存社会からの脱皮等、日本の社会経済構造の変革に役立つものであり、一時の景気動向を見て対応すべき問題ではない。中小企業向けの景気対策については、税制面では、(a)昨年4月の経済対策で講じた中小企業機械投資促進税制の本年末までの延長、(b)中小リストラ支援税制の創設等一の措置を講じている。

④、使途不明金に対する課税強化（通常の法人税に加え、追加課税[40%]制度を時限的に措置）＝不公平税制の枠では括れないが、ゼネコン汚職の温床ともなった法人の使途不明（秘匿）金への制裁的な措置も講じることができた。政治腐敗の一掃は連立政権最大の課題であり、その実効ある税制面のアプローチとして、社会党が粘り強く働きかけた結果、不明金への課税強化が目の目を見ることになったのである。通常の法人税課税に加えて、使途不明金の額の40%相当額の法人税を追加的に課税する方式となる（地方税へのハネ返り分を含めると実効税率は約97%となる）。

追加課税の対象となる使途不明金の具体的なイメージとしては、金銭その他の資産の支出で、相当の理由がなく、その相手先の氏名・住所及びその事由を帳簿書類に記載していないものを考えている。ただし、商品の仕入れ等取引の対価として支出されたものであることが明らかなものは、これに当たらない（広告宣伝用の物品の贈与やチップ等の小口の謝金は原則として対象外）。

⑤、マスコミ等七事業の事業税の特例措置の廃止＝マスコミ等七事業の事業税の非課税措置は昭和60年に廃止が決定されてきたが、自民党の恣意的な判断により、それに伴う経過措置が逐年延長されてきた。地方の税源充実と課税の公平性を確保する観点から、社会党が従来から取り組んできた課題でもあった。今回わが党が、与党の一員としての影響力を行使することで、所要の経過措置を設けつつ（中小への配慮として4年間は350万円の定額控除枠を存置）、平成10年度の廃止が実現することになった。

⑥、信用金庫等に対する固定資産税の非課税措置の見直し＝信用金庫等に対する固定資産税の非課税措置は、戦後発足した相互扶助の組織である協同組合の保護育成のために創設されたものである。ところが、金融自由化の進展等もあって信用金庫等の業務範囲が拡大し、なかには資金量が1兆円を超えるものが現われるなど、本制度が創設された昭和20年代後半とは状況に大きな変化が見られることから、今回、必要な経過措置を講じた上で、見直しを行うこととした。

具体的には、激変緩和の観点から、平成10年度に課税標準が最終的に1/2になるよう段階的に課税割合を高める経過措置を講じている。なお、平成5年3月末の時点で預金量が5000億円以下の金庫等に関しては、平成14年度まで経過措置を延長する中小向けの特段の配慮も行った。これにより、例えば、労働金庫においては、東京労金以外、すべての金庫が中小向けの特例を受けられることになったのである。

7 相続税の減税

日本社会党政策資料集成



▼社会党政策資料集成

一九四五年の結党から一九九〇年
一月の総選挙までの、社会党政策が提起
した主要な政策、法案を網羅四百数十
点を網羅した初の政策資料集成。五つの時代区分に整理し
てある。

▼日本の戦後政治史への貴重な資料集

片山内閣から講和論争、安保国会、沖縄国会、公害国会、反
インフレ国会など、社会党政策が政府自民党と対決した政策の資料
集は、そのまま戦後政治史にとっての貴重な資料集でもある。

▼政策形成の実績からみた日本社会党史

「何でも反対の党」といわれた社会党政策が、労働、福祉、農業、
中小企業政策などで政策提起の先駆的役割をはたしてきました。本
書は政策活動面からの社会党史である。

▼連合政権を展望する21世紀への問題提起

戦後政治の転換期を迎えた今日、消費税廃止法案、政治倫理
法案、土地基本法案等の四党共同提案や、土井提言をはじめ第
三回総選挙政策は、連合政権をめざし、新しい時代を切り開
くための問題提起である。

本体・B5判 上製 化粧函入1400頁
定価・28,000円(税込・送料別)

日本社会党政策審議会

政策資料係 TEL(03) 3581-5111 内 3880~4

資

料



一九九四・一一・一二

日米首脳会談に関する談話

日本社会党政策審議会
会長 関山信之

一、日米双方は、世界経済に果たす責任を重く受け止め、「市場経済と政府の政策のあり方」について引き続き率直な話し合いを続け、これ以上、日米経済関係を緊張、悪化させないよう努力すべきである。

一、細川首相とクリントン米大統領による日米首脳会談は、最大のテーマであった包括経済協議について合意を得るにいたらなかった。このこと自体残念なことであるが、日米双方が搖るぎない信頼のもとに「できることと、できないこと」を率直に主張し合い、「取り繕った合意」を避けるという新しい関係を選択したことを、新時代の日米パートナーシップのあり方として、わが党として評価したい。

一九九三・一一・二四

小沢試案の問題点

日本社会党政府委員制度
見直し問題プロジェクト

一、米国は、電気通信や医療機器の政府調達、保険市場、自動車・自動車部品、米国の輸出促進・競争力の分野について、日本側に「數値目標」の約束を迫ってきたが、これは結果として管理貿易につながるものであって、到底認められるものではない。細川総理が会見で述べたとおり、「政府調達に関するアクション・プログラム」の決定や規制緩和の着実な取り組みによって、自由貿易のルールを損なうことのない「客観的基準」を示していくべきであると考える。



このプロジェクトは、十月十八日以来いわゆる小沢試案、すなわち「国会の審議の活性化を図るために国会法等の一部を改正する法律案（仮称）についての基本構想案」に対し党がとるべき態度を検討して

きた。その結果、国会の活性化を求める基本は我々も共通であるが、試案には次のような問題があるということで一致を見たので、ここに報告することとする。

小沢試案のポイントその一 この法律の目的

①議院内閣制においては、与党が立法と行政の双方に責任を持たなければならない。

②国会の論議は、政党・政治家の間で行うべきである。

(一) 「与党が立法と行政の双方に責任を持たなければならない」かどうか。

①総理は議会の多數派によって指名されるという点でこの見解は妥当な反面、行政（内閣）の責任は総理大臣が負うという点を見落とす危険性がある。

②諸外国の例では、連立政権においては連立与党と総理大臣とが意思一致できない場合が生じやすく、そのようなとき与党は政府に責任を持つなくなる。

(二) 「国会の論議は政党・政治家の間で行うべき」かどうか。

①国会の論議には、政策討議と実情把握という二つの側面がある。前者（政府討議）については試案の見解が原則的に妥当であるが、後者（実情把握）においては、政府委員の参加が必要である。

②政府討議に関しては、現行制度のもとでも、委員長の運用によつて大臣または政務次官だけが答弁するようになることが可能であり、おおいにそのような運営に努めるべきである。

小沢試案のポイントその二 政府委員制度の廃止と国会における政府発言

①政府委員制度は廃止する。

②国会における政府側の発言は、大臣、副大臣（仮称）及び政務審議官（仮称）並びに人事院総裁及び公正取引委員長に限り行うことができる。

③大臣、副大臣及び政務審議官の発言には、「反論」も含まれる。

(一) 「政府委員制度の廃止」は妥当かどうか。

前項の(一)に示した二つの理由により、これを全面的に廃止することには疑問がある。

(二) 国会における政府委員の発言は、「人事院総裁及び公正取引委員長に限り行うことができる」とすべきかどうか。

内閣法制局長官・会計検査院長・中央労働委員長その他が含まれないのはなぜか、疑問が残る。

(三) 「大臣、副大臣及び政務審議官の発言には、反論も含まれる」ようにすべきか。

現行の国会法には、「大臣、副大臣及び政務審議官の発言」に限らず、政府側一般の「反論」を妨げる積極的規定はない。したがつて、現行制度のもとでも、議長または委員長の議事整理権の範囲内でそれは実行可能であり、おおいにこれを活用すべきである。

小沢試案のポイントその三 副大臣及び政務審議官の設置

①政務次官の名称を副大臣に改め、これを外務省、大蔵省、通産省に三人、他の省庁に各一人置く。

②各省庁に数名の政務審議官を置くことができる。政務審議官は、

大臣の申出により国会議員のうちから内閣が任命する。政務審議官は、政策・企画に参画し、政務を処理する。

(一) 副大臣及び政務審議官の設置によって、どのような問題が生じるか。

①副大臣及び政務審議官として多数の議員が政府側に立つとすれば、その議席分は他の議員の掛け持ちによって埋めることになり、専門的に掘り下げた審議がいまでも不十分なのに、掛け持ち議員が増えることによってますますそれが困難になる。

②そのような事態を避けるため、政務審議官は委員会に席を持つことになると、行政権と立法権の重複・混同となるばかりでなく、委員としての政務審議官の質問に対し別な政務審議官が政府側として答弁するという混乱したケースが予想されることになる。

(二) まず、政務次官の機能を發揮できるようにすべきではないか。

現行の国家行政組織法第十七条は、政務次官が当該省庁の政策企画の立案に参画することが可能であることを明記しているにもかかわらず、ほとんどこれが実行されていない。その原因が解明されず、また改善もされないまま、国会議員を多数政府に送り込んで、さほど効果を期待できないと思われる。

〈付記〉 当面の国会改革のあり方

以上の検討過程において、当面の国会改革にどうとりくむべきかといふ視点から、いくつかの意見が提示された。ここにその主なものを例示することとする。

(一) 運営上の努力で改善すべきこと

①政策討議における政府答弁は、原則として大臣又は政務次官だけが、質問者に対する反論を含めて答弁するようになると。

②政府委員の答弁においても、質問者が答弁者の反論を求める場合には、質問者に対し反論できるようにすること。

③公述人によって指摘された事項については、その後委員会としてどのように対処したか、一定の期間内に報告書を送付・公表するようすること。

(二) 国会法等の改正によって改善すべきこと

①「開かれた国会」という観点に立って、委員会の傍聴が原則として議員だけに限られている点を改正するとともに、委員会議事録を広く国民が活用できるようにすることや、国会中継テレビの活用などを明らかにすること。

②「議員立法の活性化」という観点から、各委員会は議員提案を優先審議するよう努める旨を規定すること。

(三) その他の手段によって改善すべきこと

①各大臣は、国家行政組織法第十七条を活用して政務次官を政策・企画の立案に参画させるようにしてること。



な実施に資することを目的とすること。（第一条関係）

第一 基本的理念

超党派の国会議員で構成されている「脳死及び臓器移植に関する各党協議会」（座長：森井忠良衆議院議員＝社会党）は、一九九二年一二月の発足以来、計二三回の会合を開いて、脳死と臓器移植をめぐる問題について検討・協議を行なってきました。その結果、本年一月の各党協議会において、この問題については国会に議論の場を移して十分審議を行なうべき段階に来ているとの認識の下に、「臓器の移植に関する法律案」を今期通常国会のなるべく早い時期に議員立法として提出することを確認し（ただし共産党は反対）、国会提出に向けて所要の手続きを進めることとした。以下に掲載するのは、各党協議会で合意され、二月二十四日の連立与党政策幹事会において了承された、本法案の要綱である。

一 死亡した者が生存中に有していた自己の臓器の移植術に使用されること。（第二条第一項関係）

二 移植術に使用されるための臓器の提供は、任意にされたものでなければならないものとすること。（第二条第二項関係）

三 脍器の移植は、移植術に使用されるための臓器が人道的精神に基づいて提供されるものであることにかんがみ、移植術を必要とする者に對して適切に行われなければならないものとすること。（第二条第三項関係）

四 移植術を必要とする者に係る移植術を受ける機会は、公平に与えられるよう配慮されなければならないものとすること。（第二条第四項関係）

第三 国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、移植医療について国民の理解を深めるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとすること。（第三条関係）

第四 医師の責務

医師は、臓器の移植を行うに当たっては、診療上必要な注意を払うとともに、移植術を受ける者又はその家族に対し必要な説明を行い、その理解を得るよう努めなければならないものとすること。（第四条関係）

第五 定義

この法律は、臓器の移植についての基本的理念を定めるとともに、臓器の機能に障害がある者に対し臓器の機能の回復又は付与を目的として行われる臓器の移植術（以下単に「移植術」という。）を使用されるための臓器を死体から摘出すること、臓器売買等を禁止すること等につき必要な事項を規定することにより、移植医療の適正化

第六 臓器の摘出

一 医師は、次の各号のいずれかに該当する場合には、移植術に使用されるための臓器を、死体（脳死体を含む。以下同じ。）から摘出することができるものとすること。（第六条第一項関係）

(一) 死亡した者が生存中に当該臓器を移植術に使用するために提供する意思を書面により表示している場合であって、その旨の告知を受けた遺族が当該臓器の摘出を拒まないとき又は遺族がないとき。

(二) 死亡した者が生存中に当該臓器を移植術に使用するために提供する意思を書面により表示している場合及び当該意思がないことを表示している場合以外の場合であって、遺族が当該臓器の摘出について書面により承諾しているとき。

二 「死体」とは、脳幹を含む全脳の機能が不可逆的に停止するに至ったと断定された死体をいうものとすること。（第六条第二項関係）

三 一の判定は、一般に認められている医学的知見に基づき厚生省令で定めるところにより、行うものとすること。（第六条第三項関係）

第七 臓器の摘出の制限
医師は、第六により死体から臓器を摘出ししようとする場合において、当該死体について刑事訴訟法による検視その他の犯罪捜査に関する手続が行われるときは、当該手続が終了した後でなければ、当該死体から臓器を摘出してはならないものとすること。（第七条関係）

第八 礼意の保持
第六により死体から臓器を摘出するに当たっては、礼意を失わないよう特に注意しなければならないものとすること。（第八条関係）

第九 使用されなかつた部分の臓器の処理
病院又は診療所の管理者は、第六により死体から摘出された臓器

であつて、移植術に使用されなかつた部分の臓器を、厚生省令で定めるところにより処理しなければならないものとすること。（第九条関係）

第十 記録の作成、保存及び閲覧

一 医師は第六の二の判定（当該判定に係る脳死体から第六により臓器が摘出された場合における第六の二の判定に限る。）、第六による臓器の摘出又は当該臓器を使用した移植術（以下「判定等」という。）を行つた場合には、厚生省令で求めるところにより、判定等に関する記録を作成しなければならないものとすること。（第十条第一項関係）

二 一の記録は、病院又は診療所に勤務する医師が作成した場合にあっては当該病院又は診療所の管理者が、病院又は診療所に勤務する医師以外の医師が作成した場合にあっては当該医師が、五年間保存しなければならないものとすること。（第十条第二項関係）

三 二により一の記録を保存する者は、移植術に使用されるための臓器を提供した遺族その他の厚生省令で定める者から当該記録の閲覧の請求があった場合には、厚生省令で定めるところにより、閲覧を拒むことについて正当な理由がある場合を除き、当該記録のうち個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないものとして厚生省令で定めるものを閲覧に供するものとすること。（第十条第三項関係）

第十一 機器売買等の禁止

一 何人も、移植術に使用されるための臓器を提供すること若しくは提供したことの対価として財産上の利益の供与を受け、又はその要求若しくは約束をしてはならないものとすること。（第十一条第一項関係）

二 何人も、移植術に使用されるための臓器の提供を受けること若しくは受けたことの対価として財産上の利益を供与し、又はそ

申込み若しくは約束をしてはならないものとすること。（第十一

条第二項関係）

三 何人も、移植術に使用されるための臓器を提供することと若しくはその提供を受けることとのあっせんをしたことの対価として財産上の利益の供与を受け、又はその要求若しくは約束をしてはならないものとすること。（第十一条第三項関係）

四 何人も移植術に使用されるための臓器を提供すること若しくはその提供を受けることのあっせんを受けること若しくはあっせんを受けたことの対価として財産上の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をしてはならないものとすること。（第十一条第四項関係）

五 何人も、臓器が一から四までのいずれかに違反する行為に係るものであることを知つて、当該臓器を摘出し、又は移植術に使用してはならないものとすること。（第十一条第五項関係）

六 一から四までの対価には、交通、通信、移植術に使用されるための臓器の摘出、保存若しくは移送又は移植術等に要する費用であつて、移植術に使用されるための臓器を提供すること若しくはその提供を受けること又はそれらのあっせんをすることに関する通常必要であると認められるものは、含まれないものとすること。（第十一条第六項関係）

第十二 業として行う臓器のあっせん

一 業として移植術に使用されるための臓器（死体から摘出されるもの又は摘出されたものに限る。）を提供すること又はその提供を受けることのあっせん（以下「業として行う臓器のあっせん」という。）をしようとする者は、厚生省令で定めるところにより、臓器の別ことに、厚生大臣の許可を受けなければならないものとすること。（第十二条第一項関係）

二 厚生大臣は、當利を目的とするおそれがあると認められる者及

び移植術を受ける者の選択を公平かつ適正に行わない恐れがあると認められる者には、一の許可をしてはならないものとすること。（第十二条第二項関係）

三 一の許可を受けた者（以下「臓器あっせん機関」という。）の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由がないと業として行う臓器のあっせんに関して職務上知り得た人の秘密を漏らしてはならないものとすること。（第十三条関係）

四 臓器あっせん機関は、厚生省令で定めるところにより、帳簿を備え、その業務に関する事項を記載し、最終の記載の日から五年間保存しなければならないものとすること。（第十四条関係）

五 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、臓器あっせん機関に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、臓器あっせん機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとするほか、立入検査等に関し、所要の規定を置くこと。（第十五条関係）

六 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、臓器あっせん機関に対し、その業務に関し必要な指示を行うことができるものとし、臓器あっせん機関が当該指示に従わないときは、一の許可を取り消すことができるものとすること。（第十六条及び第十七条関係）

第十三 厚生省令への委任

この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、厚生省令で定めるものとすること。（第十九条関係）

第十四 罰則

罰則に関し、所要の規定を置くこと。（第十八条及び第二十条から第二十四条まで関係）

一 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行すること。（附則第一条関係）

二(一) この法律による臓器の移植については、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、その全般について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるべきものとすること。（附則第二条第一項関係）

二(二) 政府は、ドナーカードの普及及び臓器移植ネットワークの整備のための方策に關し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。（附則第二条第二項関係）

(三) 関係行政機関は、第七の場合において第七の死体が第六の二の脳死体であるときは、当該脳死体に對する刑事訴訟法による検視その他の犯罪捜査に関する手続と第六による当該脳死体からの臓器の摘出との調整を図り、犯罪捜査に関する活動に支障を生ずることなく臓器の移植が円滑に実施されるよう努めるものとすること。（附則第二条第三項関係）

三 角膜及び腎臓の移植に関する法律は、廃止すること。（附則第四条関係）

四 健康保険法、国民健康保険法等医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付に繼續して、第六の二の脳死体への処置がされた場合には、当分の間、当該処置は当該医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなすこと。（附則第十一条関係）

五 この法律の施行に關し、必要な経過措置等を定めるとともに、

関係法律について所要の整備を行うものとすること。（附則第三条、第五条から第十条まで及び第十二条関係）

日本社会党・護憲民主連合

(衆議院) ◎野坂浩賢・関山信之 (参議院) 鈴木和美・梶原敬義

福祉社会に対応する

税制改革協議会（メモ）

作業のメドは、小委員会報告を五月末日までに、税制協議会の結論を今国会中に、そして年内の国会において関係の法律を成立させることとされている。

「小委員会」は、週二回会議を開くこと、委員以外の議員も自由に出席し議論に参加できること、会議の開催は広報掲載することなどが決められた。

税制協議会は、毎週一回（月曜日）に勉強会を開くほか、月二回小委員会から検討状況ヒアリングを受けることとなつた。

作業のメドは、小委員会報告を五月末日までに、税制協議会の結論を今国会中に、そして年内の国会において関係の法律を成立させることとされている。

※※※※※※※※※

新生党・改革連合

(新生) ○渡部恒三・中島衛

さきがけ日本新党

(衆議院) 荒井聰・井出正一

公明党

(衆議院) 森本晃司・日笠勝之

(参議院公明党・国民会議) 木庭健太郎

民社党・新党クラブ

(衆議院) 神田厚・中野寛成

(参議院) 池田治・野末陳平

*オブザーバー
改革の会

新緑風会

(参議院) 池端清一・網岡雄・日下部禱代子・○今井澄

(新生) 井上喜一・岡田克也 (さ日) 阿部昭吾・鶴下一郎

(公明) 樋屋敬悟・福島豊・山下栄一 (民社) 青山丘
◎塚田延充

(新緑) 栗森喬・勝木健司
行財政改革に関する小委員会

2 行財政改革に関する小委員会
(社会) ○田口健二・嵐山健治郎・角田義一・葵科満治

(新生) ○前田武志・豊田潤多郎 (さ日) 菅直人・山崎広太郎

(公明) 平田米男・石井啓一・荒木清寛

(民社) 高木義明・柳田稔

(新緑) 古川太三郎・釣宮磐

3 税制の基本に関する小委員会

(社会) ○細谷治道・岩田順介・前畑幸子・峰崎直樹

年金・医療等福祉に関する小委員会

検討項目の例 (※こんじょう精査される予定)

- 年金・医療・福祉等社会保障給付の現状
- 社会保障給付費のこれまでの推移
- 社会経済の変化と国民のニーズ、社会保障の役割
- 社会保障制度の国際比較
- 今後の社会保障制度の展望
- ・年金、医療、福祉等のバランス
- ・公正、公平、効率性
- ・雇用、住宅等の施策との連携
- ・財源問題

行財政改革に関する小委員会

検討項目の例 (※こんじょう精査される予定)

- 国の行財政改革
- ・組織、定員の推移
- ・特殊法人の合理化状況
- ・補助金等の整理合理化状況

(新生) ○村井仁・西川太一郎 (さ日) 五十嵐ふみひこ・錦織淳
(公明) 石田祝穂・谷口隆義・横尾和伸
(民社) 中井治・北橋健治

(新緑) 直嶋正行・小島慶三

◎座長 ○副座長

・その他合理化状況

(社会保障に関する事項は「年金・医療等福祉に関する小委員会」
で検討)

○地方の行財政改革

(定員、給与、その他)

「税制の基本に関する小委員会」の検討すべき項目

1 税制をめぐる議論の背景となる諸状況等

(1) 経済の現状等

- ①景気動向
- ②マクロの経済運営から見た税制
- ③減税規模、財源のあり方（新税創設を含む検討）

2 高齢化社会に対応する国民負担のあり方

(1) 租税負担率

- ①利子・配当・株式キャピタルゲイン等（資産性所得）に対する課税・総合課税、納税者番号制度
- ②土地税制のあり方
- ③相続税・贈与税のあり方

3 税体系のあり方

(1) 租税原則等

- ①所得・消費・資産のバランス
- ②事業税の課税標準のあり方
- ③課税ベース（引当金・準備金等）
- ④赤字法人、公益法人等

4 地方税体系および国・地方の税源配分のあり方

(1) 地方分権と税財源配分

- ①個人と企業の税負担配分のあり方
- ②地方税体系と経済（社会や個人の活力）の関係
- ③税体系と財政の関係

5 所得税・個人住民税の負担軽減

(1) 地方税体系のあり方

- ①所得税体系のあり方と所得税減税
- ②あり方
- ③減税規模、財源のあり方（新税創設を含む検討）
- ④個人住民税のあり方と減税

- (1) 所得税体系のあり方と所得税減税
- (2) 方式
- (3) 方式（税率構造、基礎的な人的控除等）
- (4) 性格
- (5) 方式（税率構造、基礎的な人的控除等）
- (6) 課税の適正化等（いわゆる「税をめぐる不公平」の問題を含む）
- (7) 資産課税
- (1) 利子・配当・株式キャピタルゲイン等（資産性所得）に対する課税・総合課税、納税者番号制度
- (2) 土地税制のあり方
- (3) 相続税・贈与税のあり方
- (4) 企業課税
- (5) 法人税の税負担水準
- (6) 事業税の課税標準のあり方
- (7) 課税ベース（引当金・準備金等）
- (8) 赤字法人、公益法人等
- (9) 國際課税
- (10) 移転価格税制
- (11) 外国税額控除等
- (12) その他
- (13) 寄附金税制（政治献金等）
- (14) 医師税制
- (15) 税務行政

①中小特例制度

②逆進性

③仕入税額控除方式等

(2) その他

8 (1)

内外価格差問題

(2) 財政制度との関係（自然増収の使途等）

米の供給確保に関する申し入れ

一九九四・三・一〇

一、備蓄政策の見直し
今回の事態の根本的な原因は、従来の備蓄政策が全く不十分であったことにあるため、二度とこのようなことがないよう、減反政策を含め抜本的な見直しを行うこと。

一九九四年三月十日

日本社会党

中央執行委員長

農林水産局長

農林水産部会長

コメ対策委員長

稻村 淳

稻村 稔

稻村 雄

稻村 勝

稻村 勝

農林水産大臣

畑英次郎

殿

一、輸入米の供給体制の早急な整備と国産米供給の弹力的運用

米の供給に対する消費者の不安は、米の総供給量は確保されているという政府の説明にもかかわらず、日々高まりつつある。政府が、主食である米を適正な価格で安定的に供給する責任を果たし、もって国民の不安を早急に解消するため、次の点に配慮した万全な対策が行われるよう要請する。我が党も積極的に協力していきたい。

輸入米の供給が、検査や配送等の体制が不十分なため滞っている状況を早急に改善するとともに、輸入米の遅延分については、国産米の弾力的な供給によって補い、もって総供給量を確保すること。
また輸入米の安全性の確認を厳密に行うこと。

一、国産米の不正規流通に対する監視の強化
国産米に対する消費者の根強い嗜好を悪用して、国産米の不正規な流通や出し惜しみ等が横行することのないよう、監視を強化するとともに、違反者に対しては厳正に対処すること。

一、消費者に対する広報の強化

消費者に対しては、冷静な対応を求めるためにも、今後の供給体制につき、十分な情報提供に努めること。

内閣提出予定法律案等件名

（警 察 庁） 一件（※一件）
※1 警察法の一部を改正する法律案

（総 務 庁） 計三件。 （※一件、その他二件）
※1 恩給法等の一部を改正する法律案
一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律案（仮称）

內閣官房

(経済企画庁) 一件(その他一件)

1 この調べは各省庁において、今国会に提出することが確定しているもの又は提出予定のもの等を取りまとめたものであり、今後件名の追加、変更等があり得る。

2 総合案は、「法律案のうち、それが制定されなければ予算及び予算実施が不可能であるもの」を示す。

3 提出予定以外の検討中のもの（法律案一件、条約五件）を参考
して掲げておる。

4 今国会に既に提出したもの（法律一件）参考2に掲げた。

5 前国会において繼續審査となつたもの（法律案三件、条約一件）を参考3に掲げた。

（環境庁） 一件（その他一件）

※1 絶滅のおそれのある野性動植物の種の保存に関する法律の一部
を改正する法律案

（国土庁） 一件（※一件、その他一件）

※1 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置
法の一部を改正する法律案

（国土厅） 二件（※一件、その他一件）

※1 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発法の一部を改正する法律案

1 農業組合法の一部を改正する法律案

総理府
計〇件(※五件、その他五件)

卷之三

※1 行政改革委員会設置法案（仮称）
（總理府本府）

法務省 計六件(※二件、その他四件)
※一 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
※一 更正緊急保護法の一部を改正する法律案
一 戸籍法及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案
一 商法及び有限会社法の一部を改正する法律案

| | | | |
|---|--|---|-----------------------------------|
| | | 1 外国弁護士による法律事務の取扱に関する特別措置法の一部を改正する法律案 | ※1 地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律案（仮称） |
| 1 | 裁判官の介護休暇に関する法律案（仮称） | ※1 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案 | ※1 戰傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案 |
| | 外 務 省 　　一件（※一件） | ※1 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案 | ※1 薬事法の一部を改正する法律案 |
| | 大 藏 省 　　計九件（※八件、その他一件） | ※1 平成六年度における財政処理のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案（仮称） | ※1 戰傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案 |
| 1 | 平成六年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律案（仮称） | ※1 平成六年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律案（仮称） | 1 予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案 |
| | ※1 相続税法の一部を改正する法律案 | ※1 相続税法の一部を改正する法律案（仮称） | |
| | ※1 税種税法の一部を改正する法律案 | ※1 税種税法の一部を改正する法律案 | |
| 1 | 租税特別措置法の一部を改正する法律案 | ※1 租税特別措置法の一部を改正する法律案 | |
| | ※1 平成六年分所得税の特別減税のための臨時措置法案（仮称） | ※1 平成六年分所得税の特別減税のための臨時措置法案（仮称） | |
| | ※1 税額低率法等の一部を改正する法律案 | ※1 税額低率法等の一部を改正する法律案 | |
| 1 | 証券取引法の一部を改正する法律案 | 1 証券取引法の一部を改正する法律案 | |
| | 文 部 省 　　計二件（※一件、その他二件） | 通 商 産 業 省 　　計五件（※二件、その他三件） | |
| 1 | 國立学校設置法の一部を改正する法律案 | ※1 繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案 | |
| | 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案 | ※1 石油公團法の一部を改正する法律案 | |
| 1 | 厚 生 省 　　計八件（※六件、その他二件） | 1 ガス事業法の一部を改正する法律案 | |
| | ※1 児童手当法の一部を改正する法律案 | 1 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案 | |
| | ※1 国民年金法等の一部を改正する法律案 | 1 製造物責任等に関する法律案（仮称） | |
| | ※1 健康保険法等の一部を改正する法律案 | 1 船員法の一部を改正する法律案 | |
| 1 | 運 輸 省 　　計六件（その他六件） | 1 特定都市鉄道整備促進特別措置法の一部を改正する法律案 | |

| | | | |
|-----|---|-------|---|
| | | | 航空法の一部を改正する法律案 |
| 1 | 1 | 1 | 国際コンベンションの開催による国際観光の振興に関する法律案（仮称） |
| 1 | 1 | 1 | 道路運送車両法の一部を改正する法律案 |
| 1 | 1 | 1 | 油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案 |
| | | 郵政省 | 計六件（※一件、その他五件） |
| ※1 | 1 | 1 | 放送番組素材流通促進事業の推進に関する臨時措置法案（仮称） |
| ※1 | 1 | 1 | 電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案 |
| 1 | 1 | 1 | 簡易生命保険法の一部を改正する法律案 |
| 1 | 1 | 1 | 簡易生命保険の積立金の運用に関する法律及び簡易保険福祉事業団法の一部を改正する法律案 |
| 1 | 1 | 1 | 郵便貯金法の一部を改正する法律案 |
| 1 | 1 | 1 | 放送法の一部を改正する法律案 |
| | | 労働省 | 計三件（※二件、その他一件） |
| ※1 | 1 | 1 | 雇用保険法等の一部を改正する法律案 |
| ※1 | 1 | 1 | 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案 |
| 1 | 1 | 1 | 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案 |
| 建設省 | 1 | 1 | 都市緑地保全法の一部を改正する法律案 |
| 1 | 1 | 1 | 高齢者、障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律案（仮称） |
| 1 | 1 | 1 | 建設業法の一部を改正する法律案 |
| 1 | 1 | 1 | 不動産特定共同事業法案（仮称） |
| | | ◎条約 | 総計一四件 |
| 1 | 1 | 1 | 航空業務に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定 |
| 1 | 1 | 1 | 日・南ア航空協定（仮称） |
| 1 | 1 | 1 | 航空業務に関する日本国政府とハンガリー共和国政府との間の協定 |
| 1 | 1 | 1 | 国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約（仮称） |
| 1 | 1 | 1 | 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び業務規則に係る紛争の義務的解決に関する選択議定書（仮称） |
| 1 | 1 | 1 | オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正（仮称） |
| 1 | 1 | 1 | 日・シンガポール租税協定（仮称） |
| 1 | 1 | 1 | 日・ジョルダン航空協定（仮称） |
| 1 | 1 | 1 | 一九六九年の油による汚染損害についての民事責任に関する議定書（仮称） |
| | | 自 治 省 | 計八件（※四件、その他四件） |
| ※1 | 1 | 1 | 地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案 |
| ※1 | 1 | 1 | 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案 |
| ※1 | 1 | 1 | 消防施設強化促進法の一部を改正する法律案 |
| ※1 | 1 | 1 | 地方交付税法等の一部を改正する法律案 |
| ※1 | 1 | 1 | 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案 |
| ※1 | 1 | 1 | 地方自治法の一部を改正する法律案 |
| 1 | 1 | 1 | 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（仮称） |
| 1 | 1 | 1 | 消防法の一部を改正する法律案 |

1 一九七一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立
に関する国際条約に関する議定書（仮称）

1 一九六九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国
際条約を改正する一九九二年の議定書（仮称）

1 一九七一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立
に関する国際条約を改正する一九九二年の議定書（仮称）

1 一九九三年の国際ココア協定（仮称）

（文 部 省） 一件
文化財保護法の一部を改正する法律案

（厚 生 省） 一件
児童福祉法の一部を改正する法律案

（通 商 産 業 省） 一件
化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する
条約の実施に関する法律案（仮称）

提出予定以外の検討中のもの

◎法 律 案 （総計一一件）

（警 察 庁） 一件
1 留置設置法案

（公害等調整委員会） 一件

1 公害紛争処理法の一部を改正する法律案

（環 境 庁） 一件

1 水質汚濁防止法の一部を改正する法律案

（法 务 省） 計三件

1 製造物に係る損害賠償責任の特例に関する法律案（仮称）

1 刑事施設法案
1 刑事施設法施行法案

（運 輸 省） 一件
海上保安庁の留置施設に関する法律案

（自 治 省） 一件
1 公益法人等に派遣される一般職の地方公務員の待遇等に関する
法律案（仮称）

◎条 約 （総計五件）

1 日・イスラエル航空協定（仮称）
1 日・ヴィエトナム航空協定（仮称）

1 ベーリング海だけとうだら資源保存条約（仮称）
1 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する
条約（仮称）

1 男女の家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関
する条約（第一五六号）（仮称）

〈参考2〉

今国会に既に提出したもの

◎法 律 (一件)

提出年月日
六・二・一五

- 1 民間都市開発の推進に関する特別措置法
及び都市開発資金の貸付けに関する法律
の一部を改正する法律案

〈参考3〉

前国会で衆議院において継続審査となつたもの

◎法 律 案 (総計三件)

- 1 1 自衛隊法の一部を改正する法律案
1 1 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律案
1 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に
関する特別措置法案

◎条 約 (一件)

- 1 児童の権利に関する条約



件 数 表

| 区分 | 法律案 | | | 条約 |
|-------|-------|----|----|----|
| | 総件数 | ※法 | 印案 | |
| 総理府 | 総理府本府 | 1 | 1 | |
| | 警察庁 | 1 | 1 | |
| | 総務庁 | 3 | 1 | 2 |
| | 経済企画庁 | 1 | | 1 |
| | 科学技術庁 | 1 | 1 | |
| | 環境庁 | 1 | | 1 |
| | 国土庁 | 2 | 1 | 1 |
| | 小計 | 10 | 5 | 5 |
| 法務省 | 6 | 2 | 4 | |
| 外務省 | 1 | 1 | | 14 |
| 大蔵省 | 9 | 8 | 1 | |
| 文部省 | 2 | 1 | 1 | |
| 厚生省 | 8 | 6 | 2 | |
| 農林水産省 | 6 | 4 | 2 | |
| 通商産業省 | 5 | 2 | 3 | |
| 運輸省 | 6 | | 6 | |
| 郵政省 | 6 | 1 | 5 | |
| 労働省 | 3 | 2 | 1 | |
| 建設省 | 4 | | 4 | |
| 自治省 | 8 | 4 | 4 | |
| 合計 | 74 | 36 | 38 | 14 |

(注) 本件数には、今国会に既に提出した法律(1件)は含まれていない。なお、現時点で重複しているものは重複して計上している。

国会改革と政府委員制度

の廃止についての検討

早川 幸彦

一、国会改革も本格的に動き始める

三八年間も続いた自民党の独裁政権が終わり、連立政権が発足する新しい時代を象徴するように衆議院においては、土井たか子元社会党委員長が、日本の憲政史上初の女性議長として就任した。民主主義の具体的表現としてそのあり方が最も注目されるのが国会であるだけに、新政権の誕生と清新なイメージをもつ土井議長の誕生は、今後の国会の活性化という意味からも大いに期待されるところである。

相当長期にわたり国会は、国権の最高機関であり、国の唯一の立法機関という位置にありながらも、その存在は形骸化し、また、国民から疎遠なものとして見られてきた。その原因が長期の自民政権のもとで我が国の議

最近までの特徴であった。

しかしながら、自民党の独裁体制とも言つべき長期政権の中で造られた政界、官界、経済界の鉄の三角形と言われる社会構造の中で明るみにてた一連の政治腐敗がきっかけとなり、そのことに対する国民の怒りが爆発し、政治改革、腐敗防止を求める国民の声はついに衆議院においても自民党的議席について過半数を大きく下回らせることにより、自民党政権を倒すことになったが、このこと自体が、一大政治改革であるとともに、長年懸案となる。つまり、内閣総理大臣は国会議員であることは当然であるが、閣僚のほとんども国会議員であるというのが実態であったことから、そのため国会の活動の大半は、政府・与党が一体となって提出した予算案や法律案そして条約の批准などの審議のために費やされている。つまり、これらの案件についてそれらの策定過程で政府・与党間では合意形成の努力はあるが、一旦国会に提出されれば、その後は、議員同志の討論、協議というよりも政府と野党議員との間の質疑・応答が中心となり、よほどの大きな問題でないかぎり、国会における審議の状況について国民は知る機会が少なく、そのため国民の関心は薄いというのが

二、政府委員制度の廃止は妥当と言えるか

国会改革については、これまでも「民間政治臨調」による「国会改革に関する緊急提言」を始め多くの専門家からも多様な意見が出されてきたが、最近でも各党各会派からもそれぞれの立場から具体的な多くの提言があり、その一定部分は議会制度協議会や議員連當委員会などでの協議対象となり既に実現しているものもある。従ってここではとくに、

昨年十月、新生党の小沢代表幹事から提案された「国会の審議の活性化を図るための国会法の一部を改正する法律案（仮称）についての基本構想」に関し、特にその中心となつている「政府委員制度の廃止」の問題にしばつて検討することとしたい。

1 法律の目的

① 国民主権の政治を行なうため、とくに議院内閣制においては、与党が立法と行政の双方に責任をもたなければならぬ。② 国会の論議は、官僚対政治家との間ではなく政党・政治家の間で行なうべきである。

2 政府委員制度廃止と国会における政府側の発言

① 政府委員制度は廃止する。② 国会における政府側の発言は大臣、副大臣（仮称）及び政務審議官並びに人事院総裁、及び公正取引委員長にかぎり行

なうことができる。
③ 大臣、副大臣及び政務審議官の発言には、反論も含まれる。

3 副大臣及び政務審議官の位置

① 政務次官の名称を副大臣に改め、これを外務省、大蔵省、通産省に三人、他の省庁に各一人置く。
② 各省庁に数名の政務審議官を置くことができる。政務審議官は、大臣の申出により国会議員のうちから内閣が任命する。政務審議官は、政策・企画に参画し、政務を処理する。

以上であるが、この改革の提案の背景には、今日の国会における審議の現状があまりにも政府（具体的には官僚）主導で動いており、そのため国会の活動自体が停滞しているとの認識があり、これを克服し、国会を活性化するためにはこれだけの改革が必要であると判断したものと思われる。

国会の活性化の必要性、特に官僚が国会審議の中心に座っているということを改めて、国民の代表者である国会議員同士が真剣な討議を行なうべきであるという基本認識は共通するものである。その意味では、社会党はこれまでも機会あるごとに主張してきたことである。しかしこのたびの具体的提案の内容が、政府委員制度の全面廃止、大量の副大臣、議長や委員長の議事整理権の範囲内つまり、議会運営のあり方いかんにかかっており、現行の制度下においても審議の進め方次第で政

て国会を活性化するという構想は果たして妥当なものかというといくつかの問題があると言わざるをえない。

まず第一に、国会における論議の中心は、

問題となる案件について現状はどうなっているかという実情の把握とそれを踏まえてどのような具体的政策を確立するかということに

ついてである。ここでは当然のこととして、政策の確定についての判断は政治家が行なわなければならないが、その判断をするにあたって、的確な実情の把握については、資料の提供を含めて政府委員の参加が必要であると

考える。参考までに各国における議員以外の者の議会での発言の制度は、別表(1)のとおりであるが、これで比較すると我が国の制度は、

かつての西ドイツに似ている。なお、一二八回国会では二四七名の政府委員が任命され、内閣官房副長官一名と各省庁の政務次官以外は全て官僚（非議員）であるが、それの中

央省庁の各行政部門の責任者であり、これら専門家を国会審議で活用する意味は大きい。また、国会での政府側の反論についてであるが、現行の国会法でも大臣に限らず「反論」を妨げる積極的規定は何もない。したがって、

論議をどのように充実させるかについては、議長や委員長の議事整理権の範囲内つまり、議会運営のあり方いかんにかかっており、現行の制度下においても審議の進め方次第で政

治家同士で白熱した論戦が可能である。

第二に国会議員からの大量の副大臣と政務審議官の任命についてであるが、こうした人事構成が現実的なものとなつた場合、ここでは、我が国の三権分立制度と矛盾しないかといふ問題がある。政府機関に大量の国会議員が入り、副大臣または政務審議官が政府側に立つとすれば国会の各委員会の構成に支障が生じることは必至であり、専門的な掘り下げた議論は、今以上に困難にならざるを得ない。

そこでそのような事態を避けるため仮に副大臣や政務審議官が各委員会に席をもつことになれば、質疑・応答において行政権と立法権との重複・混同が生じてしまうということである。そこでこのような提案が、なぜ、おこなわれたかであるが、例えば、現行の政務次官については、そこには、その果たしている役割についての一面的な評価があると推測できる。政務次官の所掌事務等は、表(2)のとおり国家行政組織法で明確にされている。しかし、実態はそうないということについて、それを直ちに制度上の欠陥とし捉える

ことは問題である。むしろ歴代の自民党政権下において政務次官の位置付けが本来の役割と一致させて来なかつたところにこそ問題があると言わなければならない。

以上、政府委員制度廃止問題を中心に述べたが、社会党は小沢提案にたいし専門的なプロジェクトチームをつくり一定の整理を行なつてある。（本誌 本号参照）
(はやかわゆきひこ・政策審議会書記一国会改革担当)

表(2)

国家行政組織法における

政務次官に関する規定

| | 政務次官 |
|----------|---|
| 設置根拠 | 国家行政組織法第17条 |
| 設置数 | 1人（大蔵、農水、通産は2人） |
| 所掌事務 | 機関の長たる大臣を助け、 ①政策及び企画に参画し、 ②政務を処理し ③あらかじめ機関の長たる大臣の命を受けて大臣不在の場合その職務を代行する |
| | 大臣の最高スタッフ ① (主に国会、政党との連絡・交渉等を担当 ②) 大臣不在の場合の法定代行権 ③ 行政長官たる大臣の権限のうち、あらかじめ大臣の指定したものに限られ、かつ、内閣法上の國務大臣臨時代理を置くには及ばない短期の不在、軽微な病気等の場合に代行 |
| 一般職特別職の別 | 特別職（国家公務員法第2条③-7） 〔いわゆる政治職〕 慣例上、国会議員から任命（法律上の根拠はない） |
| 任命権等 | 機関の長たる大臣の申出により、内閣において任免（国家行政組織法第17条⑤） 内閣総辞職の場合、國務大臣とともにその地位を失う（国家行政組織法第17条⑥） |

表(1) 米・英・仏・西独・加議会における議員以外の者の発言について 平成元年十一月一日 国立国会図書館調査及び立法考査局政治議会調査室・課

扉開いた

九四年度税制改正

前田恭宏

るものとなつた。

九四年度税制改正ほどドラマ性に富んだ結末もなかつたのではないか。先行きの見えない景気の現状との競争であつたにもかかわらず、減税財源の合意作りが困難な情勢から、

九三年内の結論は見送られてしまつた。と思ったら、二月三日、節分の豆まきならぬ、露骨なまでの権力闘争のはとばしりともいえる「国民福祉税」構想が突如浮上し、連立政権の屋台骨をぐらつかせる。一方、上層部の騒ぎを冷静にみつめながら、自らに与えられた役割を誠実に果たそうとした税制ワーキングチームの議員たち。期せずして、"善悪" を

明確な役割分担

今回の改正にあたり、マスコミが常套文句としたのが「密室審議」。ただし、この批判は皮相的であるばかりか、事実にも遠い。まず、改正論議に先立ち、千三百を超える団体にアンケート調査を行い、寄せられた要請についてはすべて検討を加えてきた経過がある。さらには、税制という、より利害得失に結び付く「一癖も、二癖もある」代物を扱うに際し、密室性の一定程度の確保は不可避であるのに、そこまで読み取らうとしないからだ。

自民党時代、この党の税制調査会が税制改正の時期、何をやってきたか、振り返ればよい。政治資金のかき入れ時とばかりに、業界向けて「アメとムチ」の情報を恣意的に操作し、

国民生活そつち除けの税制談合を繰り広げてきたではないか。

自民党税調を反面教師に、このような轍を踏まないために、講じられたのが、表（対外折衝と政治的判断）は政策幹事会、裏（政策的判断）は税制ワーキングチームという、仕組みだ。いうならば、実質的に改正作業を担つたワーキングチームの取組みが世間に見えなくて当然のシステムが採られたのである。

寄合い世帯の連立政権下における初めての年度改正を、周囲の雜音に妨げられることなく、純粹に政策的な判断を優先させた上で成し遂げるためにも、綺麗事を言つて余裕はなかった。結果オーライではないが、自民党では望むべくもない成果を挙げ得たとしたら、表と裏の機能分化を明確にすることを選択した、その目的意識に裏打ちされた“作戦”が功を奏したともいえるのではないだろうか。

待ち望まれた減税と景気刺激の新機軸

三年に及ぶ景気の低迷が続くなかで、税制においても実効ある経済対策が待ち望まれていた。社会党は、一昨年来、早期景気回復の観点から、個人消費を促す大幅所得減税の実現を最大の獲得目標に取り組んできた。党

の主張は、今回、当面の措置（一年限りの「特別減税」）ながら、約五・五兆の大型減税として結実する。中身は、所得に關係なく等しく税額を二〇%軽減する定率減税の採用により、若干の留保を残すものの、額・手法とも、評価できるのではないか。定率方式の採用は金持ち優遇との批判もあるが、別表をご覧頂ければ分かるとおり、頭打ち（最高限度額＝所得税二百万円、住民税二〇万円）が働くことによって、必ずしもそとはならず、例えば、年収千五百万円からは、減税効果は抑制的に作用する。

むしろ、まとまって返ってくる戻し税的な発想（景気対策の意味合いから党が力説）を加味したものであり、かつ、九〇年以来見送られてきた物価調整減税（四年間の物価上昇率は約一〇%）の觀点に立つなら、及第点と

（政策目的を達したら整理する）の分野で行う必要・意味があるものは、厳格にその適用を求めたことも注目して欲しい。つまり、単なる不況業種の救済策＝流動化ではなく、例えば、優良な建築物が建つたら初めて税制上の“旨み”が働くといった、正に国民生活の向上につながる土地の有効利用を図る措置が講じられたのである。連立政権は、土地税制の基本理念（公共の福祉優先）を堅持していく決意を、お題目ではなく、今次改正において実証したことになった。野党になつた自民党は、これら一連の土地・住宅対策に關し、不十分との批判を浴びせている。しかし、これは、国民全体の利益よりも、資産デフレ解消へバブルを待望する一部業界の利益エゴを優先させる体質が、何ら変わっていないことを露にしたのと同じなのである。

改正を主導した党の先見性

シャドー・キャビネット時代の蓄積も含め、

ただし、これは、財源の決着が先送りされたから成り立つ論理。間接税による大衆増税で賄うならば、より中・低所得者に配慮した減税すべきなのはいうまでもないし、今回考慮しなくてもよかつた非納税者への歳出面での措置も不可欠となる。

減税と併せ、景気浮揚に向けた新機軸として特筆できるのが、土地の有効活用（流動化）を促す税制面のアプローチが試みられている点。しかもバブルの再来を防ぐために、租特

福祉の名に値しない福祉税騒動

ぶん荒っぽい着想に細川総理も引きずられたものだ。福祉の冠はあるものの、実態は減税財源の捻出策に過ぎないのは周知の事実。だからなおのこと、七%の増税措置は不可避免と現時点で判断することの妥当性（景気回復による自然增收等があるかもしれない、減税穴埋めの税率は、その時点で結論を出せばよい）が、問われても仕方はないだろう。三年後の経済状況を見通すことなど神様でも不可能なのだ。停滞著しい個人消費の活性化を目指して行われる減税だ。財源対策のみを優先する源問題は景気回復の推移も勘案しながら判断することこそ、場当たりどころか、適切な選択といえたのである。

消費増税は到底容認し得るものではない。財源问题是景気回復の推移も勘案しながら判断することこそ、場当たりどころか、適切な選択といえたのである。

社会党は、政権離脱も辞せずとの構えを固めることで、この構想を阻止できたが、つい

ための特段の配慮（非課税化）も取られた。雇用継続給付は雇用保険制度の中に新設されるが、年金問題等をはじめ高齢社会を展望した施策の在り方を考える上で、規範となり得る可能性を有している。社会党は、その政策目的的重要性を踏まえ、連立政権にふさわしい税制改正の「目玉」として、非課税実現へ全力を挙げたのである。

九四年度改正の特長は不公平税制への切り込みと地方税の重視に端的に現われる。自民党時代には念仏に過ぎなかつた（是正項目に挙げることの意義しかなかつた）交際費や公益法人課税等の適正化に手が付けられたのは、連立政権ならではだらう。自民政権下、既得権益化するのみであった租税特別措置等に対し、社会党税調が提起してきた方向性・方法をほぼ全面的に採用する形で、整理・合理化のメスが入つたのは画期的な出来事だったともいえる。わが党は、引き続き、現行の「税をめぐる不公平」について、いっその見直し・改善を進めつつ、抜本改革を成し遂げるための環境整備を図つて行きたいと思う。

一方、地方税に関する議論の充実は、自治省をして、初めての体験と言わしめるまでの深みを示す。従来の改正では、おしなべて、国税の扱いに準じた措置を強要されたり、国税で面倒をみきれないものを固定資産税等の減税に肩替わりさせるパターンが常態だった。

ちなみに、固定資産税がもつ減税対象の容量の大きさは、内容、数とも驚きに値する。住民に最も身近な行政サービスを行う市町村。その基幹税目であるこの税が、減税の「お助けマン」的な役割を果たすときにしか脚光を浴びてこなかつたところに、地方税が自民党時代に嘗（な）めてきた、苦汁の歴史が垣間見えてくる。

高齢社会が進展するなか、地域福祉の充実、住み良い生活環境の整備などの業務を担う地方自治体の役割と責任はますます高まつていい。つまり、高齢社会を展望した税制改革とは、社会党がかねて主張してきた「小さな中央政府、大きな自治体」を如何に税制面で担保できるかにかかっている。人口に膚欠した言い方に代えれば、地方分権の時代にふさわしい地方税制の確立ともなろうが、今次改正は、社会党の政策的な先見性が実を結ぶ形で、大きな可能性を感じさせるものとなつたのである。

主体性を発揮するために自負をもつて

「国民福祉税」の騒ぎを終息させ、かつ、懸念だった減税も実施されることになつたため、その後始末も兼ねて、与党内に「福祉社会に対応する税制改革協議会」（座長・野坂社会党国対委員長）が設けられた。

協議会は――、

福祉社会のビジョン、高齢化社会の国民負担や税制の在り方、減税とその財源について、新税創設も含めて協議し、年内の国会で関連法案の成立を期すこと。その際、経済情勢・財政事情を勘案しつつ、行政改正や不公平税制の是正、所得・資産・消費の三分野のバランスのとれた税制改革、消費課税欠陥は正等も協議する一等々の課題を掲げている。

社会党にとっては、結党以来、緻密な議論の上に積み重ねてきた税制理念を思う存分、それも与党の一員として問うことができる舞台が、やっと巡ってきたのである。しかし、逆に、消費税反対闘争を戦つてきた党の成果が、このままでは、間接税（消費税）の増税議論に巻き込まれてしまい、結局は大衆増税を認めざるを得なくなるとの心配もある。正常な反応だと思う。ただし、挑発的な言い方になるが、後者の立場に閉じこもる限り、思いとは反対に、「国民福祉税」のような「身も心も」大衆増税に染まつた案づくりの片棒をかつぐことにもなりかねない。

冷静に概括すれば、社会党税調がこの間整理してきた、徹底した不公平税制の見直し、総合課税化の確立、現行消費課税の欠陥是正などの流れに沿う改革メニューが並んでいるのである。後は、わが党にふさわしい福祉ビジョン及び行政改革の具体案が待たれる。

特に福祉ビジョンの内容如何では、間接税による財源調達を図っても、幅広く国民に負担を求める大衆課税であるがゆえに、大きく集めて、濃く（集中的）使う手法が可能となる。そのとつ掛かりに例えれば、問題が山積する基礎（国民）年金の改善処方の一として、税収の一定割合を割くことにすれば、年金の充実と保険料軽減のメリットが増税のデメリットを上回り、国民の間接税に対するこだわりも払拭できるのではないだろうか。

また、年金に限らず福祉関係に重点を充てて使うことになれば、福祉行政に占める自治体の役割の重さからも、地方の自主税源として間接税を組み替えていく発想も当然求められる。

いずれにしても、大衆課税による税収増を図るなら、より多くの部分を福祉に回すべきであり、減税財源としての割合は必要最小限とすべきだ。このけじめを守らない限り、自分たちの血税が金持ち優遇の減税のために使われてしまうという「被害者意識」や間接税憎しの感情はなくなりはしないだろう。

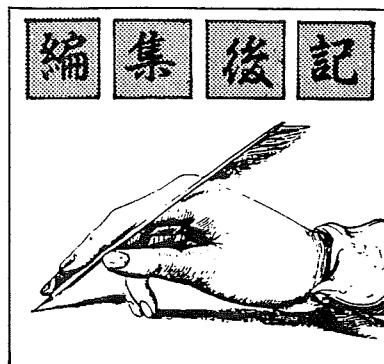
今次改正で、与党の一員として税の持つ影響力の大きさを実感できた。税制をより多くの国民の利益のために役立てる。社会主義政党にとって、これ程やり甲斐のある仕事もあるまい。自負をもち、今後の抜本改革論議へ、主体的に取り組んでいこうではないか。

給与収入階級別の所得税・個人住民税の負担軽減状況（夫婦子二人の給与所得者の場合）

個人住民税の特定扶養控除引上げ（3万円分）を加味しないで計算

| 所得税・個人住民税の合計 | | | | 給与収入 |
|--------------|------|-----------|------|------------|
| 現行税額 | 負担率 | 減税額 | 軽減率 | |
| 円 | % | 円 | % | 円 |
| 6,250 | 0.2 | 1,250 | 20.0 | 3,000,000 |
| 93,750 | 2.3 | 18,750 | 20.0 | 4,000,000 |
| 203,250 | 4.1 | 40,650 | 20.0 | 5,000,000 |
| 357,000 | 6.0 | 71,400 | 20.0 | 6,000,000 |
| 533,000 | 7.6 | 106,600 | 20.0 | 7,000,000 |
| 788,500 | 9.9 | 157,700 | 20.0 | 8,000,000 |
| 1,052,500 | 11.7 | 210,500 | 20.0 | 9,000,000 |
| 1,334,250 | 13.3 | 266,850 | 20.0 | 10,000,000 |
| 2,144,750 | 17.9 | 428,950 | 20.0 | 12,000,000 |
| 3,644,250 | 24.3 | 672,400 | 18.5 | 15,000,000 |
| 6,256,750 | 31.3 | 1,052,400 | 16.8 | 20,000,000 |
| 11,972,250 | 39.9 | 1,910,500 | 16.0 | 30,000,000 |
| 24,322,250 | 48.6 | 2,200,000 | 9.0 | 50,000,000 |

小さな旅をした。都心から二時間余りの生まれ育った山麓の町。三〇年ぶりだ。建て替えられた住宅、どこの庭先にも停めてある立派な乗用車、道路は細い路地まで舗装されてる。『ゆたかになつた』と感心しながら、町の中心を流れる川まで足を伸ばした。台風のたびに被害をだし「あばれ川」と呼ばれていた一級河川だ。故郷と川は切つても切り離せない。子どものころの遊び場であり、虫や水辺の生きものの豊富な生息の場所であった。ところが目に飛び込んできたのは、川幅を削られ水が一滴もないあれば川のぬけがらなのだ。くぬぎやけやきが繁っていた土手は道路にかわっている。茫然自失。◆弓を射られた矢ガモのことが頭をよぎつた。あのニュースを見て怒りに怒った日本人。一方では川を潰し林を伐り払い、数知れない生きものたちを絶滅に追い込んで平氣でいる……。あとで町に住む知人に聞いたところによると、川の氾濫に手を焼いた結果別の川へ流路を変えたのだという。住民の反対はなかつたそだ。廃川に伴い農業は衰退し、現在町の専業農家は数えるほどになつた。老人と子ども以外は総出で勤めに出て、病気のお年



寄りを見る人がいない。以前と比べ確かに所得は増え物質的にはゆたかになつた。しかし、その生活を維持していくために、ますます長時間外で働くを得なくなっているのだと。いう。村の伝統であった共同体としての機能はもはや崩壊してしまつたらしい。川を潰すこと、それは住民の生活を根底から変えてしまうことを意味する。◆いま、日本の生命保険への加入率と掛金額は世界一。それだけ不安を抱えての『ゆたかさ』なのだ。財布はふくれても、老後の保障は言ふに及ばず、働き手が一人倒れただけで生活は破綻する。過労死におびえながら心を癒す場所まで失つてしまつた。『スエーデン市民に財布の中身を聞くことは、とてつもない犯罪であるかのように感じられる。(略)それでも労働時間は短く(略)週末や夏休みには湖畔か森の中にあるサマーハウスで無為に過ごす。それに社会資本の充実は見事の一言に尽きる』というはしがきで始まる、岡沢憲美著「スエーデンの挑戦」を思い返しながら、『眞のゆたかさ』と何かを改めて考えさせられた旅であった。与党第一党的社会党、荒海のなかでも方向性だけは失うことなく航行したいものだ。(A)

政策資料編集委員会

委員長 関山信之
編集委員 池端清一 田口健二
細谷治通 梶原敬義
角田義一 前畑幸子
温井 寛 川那辺 博
石田 武 石田好数
長谷川崇之
浜谷 悅
早川幸彦 小川正浩
秋葉忠利 糸久八重子
河野道夫

| 「政策資料」購読料のお知らせ | | |
|----------------|-----------|--------|
| 定価 一部 | 四五〇円 | 送料 五一円 |
| 年間購読料 | 六〇〇〇円(前納) | |
| 郵便振替 | 東京8-80821 | |
| 又は | | |
| 大和銀行 衆議院支店 | | |
| 普通 | 203888 | |
| 日本社会党政策審議会 | | |

POLICY AND LEGISLATION

SEISAKU SIRYŌ

April 1994

No. 331

<Foreword>

MAEHATA Sachiko
Vice-Chairman of the Policy-making Board

<FEATURES>

What is it aiming at?
----Government's draft budget of 1994 Fiscal Year

<DOCUMENTS>

Statement on the Japan-US summit
Report by the SDPJ working team on the role of
government officials in the Diet debate
Summary of the organ transplantation bill
List of the government-submitted bills
On the ruling parties' Consultative Council on Tax Reform

<POLICY FOCUS>

- I. Views on the Diet reform and the role of government
officials in the Diet debate
- II. What is achieved by the 1994 tax reform?

政策資料 4月号

編集人 政策資料編集委員会
発行人 関山信之
発行 日本社会党政策審議会
〒100 東京都千代田区永田町2-2-1
衆議院第一議員会館
電話 03(3581)5111 内線3880~4
FAX 03(3502)5857

**PUBLISHED BY POLICY BOARD
THE SOCIAL DEMOCRATIC PARTY OF JAPAN**

First Members Office Bldg., the House of Representatives
2-1, Nagata-cho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan
Phone(03)3581-5111 Ext 3880~4 Fax(03)3502-5857

定価450円 (送料68円)